

第六十八回国会 農林水産委員会 議 録 第九号

昭和四十七年四月十三日(木曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 藤田 義光君

理事 飯谷 忠男君 理事 熊谷 義雄君

理事 松野 幸泰君 理事 三ツ林 弥太郎君

理事 渡辺 美智雄君 理事 千葉 七郎君

理事 斎藤 実君 理事 合沢 栄君

理事 江藤 隆美君 小沢 辰男君

理事 鹿野 彦吉君 坂村 吉正君

理事 白濱 仁吉君 田中 正巳君

理事 中尾 栄一君 中垣 國男君

理事 野原 正勝君 別川 悠紀夫君

理事 森下 元晴君 渡辺 肇君

理事 田中 恒利君 中澤 茂一君

理事 芳賀 貢君 長谷部 七郎君

理事 松沢 俊昭君 相沢 武彦君

理事 瀬野 榮次郎君 鶴岡 洋君

理事 小宮 武喜君 津川 武一君

出席國務大臣

農林大臣 赤城 宗徳君

出席政府委員

農林省農地局長 三善 信二君

委員外の出席者

農林水産委員会 尾崎 毅君

調査室長

委員の異動

四月十三日

辞任

中澤 茂一君

同日

辞任

芳賀 貢君

補欠選任

芳賀 貢君

補欠選任

中澤 茂一君

本日の会議に付した案件

土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出、第六十五回国会閣法第一〇〇号)

○藤田委員長 これより会議を開きます。

土地改良法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。長谷部七郎君。

○長谷部委員 農林大臣に若干御質問を申し上げたいと思います。

第一点は、今回の土地改良法の改正によりまして、いわゆる公共用地、非農用地を創設換地制度によりまして取り込むことができるようになりますが、この点は一歩前進とわれわれは受けとめておりますけれども、いま農村で一番問題なのは、大臣も御承知のとおり、生活基盤整備という事業が非常に立ちおくれおくれではないか。今日過疎化現象が進んでおる、農村の生活基盤の整備がきわめて立ちおくれおくれということがあげられると思っております。都市におきましては、都市計画法というものがございまして、この法律に基づきまして積極的な生活環境整備がなされておる。それに比べますならば、農村における生活基盤整備、こういうものはきわめて立ちおくれおくれでありまして、私は今回の土地改良法の改正でも一部分については取り上げられることはできるのじゃないかと思っておりますけれども、一歩進めて、都市計画法に対比すべき農村計画法というものを検討する必要があるのではないかと、こういうぐあいに考えておりますが、大臣の御見解をひとつ承っておきたいのであります。

○赤城國務大臣 御指摘のように、農村等に対して全体的には都市化が進行しておるような傾向もありませんから、その農村のよさといえますが、農業の自然環境とか、農村生活というものがだんだん脅かされているというふうな、そういう傾向がございまして、でございますので、ことしの予算等におきまして、農業政策をやっていく上において、一つの目的として、農業全体の、農村全体の環境というものをよくしていくという方向は一つの方向として、政策として取り上げておるわけでございます。そういう意味におきまして、この土地改良法などにおきまして、公共用地とか工場用地とか、こういうものが現在虫食いのようになっておるわけで、そういうのを整理して、一定の地域にそういうところをまとめていく、こういうことによつて農村の地域を、農業地域を侵さないように整理していく、こういうねらいが一つあるわけでございます。

しかし、全体といたしまして、いまのお話のように、都市計画法に匹敵するような農業、農村計画法というものをどうかという御意見でございますが、その方向は私も賛成でございます。しかし、直ちに立法するかどうかという問題につきましては、なお研究を要することでございますが、環境をよくする――下水道とかあるいは農業者の住宅とか、あるいは農業地帯を荒らされないというふうな形で農業がよくいくような環境をつくるということが大事なことでございます。そういう方向の政策はとっていくつもりでございますが、法律として立法化するかどうかというところは、なお検討を要することでございます。いままさにそういうところに着手するというものではありませんが、御意見はよく私も理解できるわけでございます。

○長谷部委員 さらに御尋ねをいたしたいと思

ますことは、土地改良事業の長期計画でございますけれども、これは先般の改正以来、農業を取り巻く諸情勢というものは著しく変化をしておる、したがって、それに対応した土地改良事業の長期計画というものは当然今回の法改正に伴いまして提示されなければならない問題だと思つております。先般の農地局長に対する質問に対しても、四十七年度一ぱいばかりまして土地改良事業の長期計画というものを樹立する、そして四十八年度の予算編成の面からその長期計画に基づいた予算化をはかつてまいりたい、こういうふうな御答弁がございました。私は、それはそれでひとつなるべく早い機会にこの土地改良事業というものの長期計画を示すべきだ、こういう観点に立っているわけでありまして、これに関連いたしまして御尋ねをいたしたい点は、先般農林省は「農業生産の地域指標」、こういうものを発表されておるのでございます。この「農業生産の地域指標」によりまして、今後の農業生産のブロック的な、地域的なあり方というものがほぼ明らかにされておる。これとこの土地改良事業の関係、これをどのようにしてお考えになっておられるか。この際、私から言わせましたら、この地域指標というものは出ましたけれども、具体的な政策の裏打ちというものが何一つない。ですから、具体的な推進という面になりますと、ほとんど進んでおらない。ですから、価格政策の面におきまして、また土地基盤整備の面におきまして、地域指標を達成するための具体的な裏打ちというものがなければならぬのではなからうか、こういうぐあいに実は考えておるわけでありまして、そういう観点からいたしまして、この地域指標と土地改良事業との関係をどのようにお考えになっておられるのか、この点をひとつお尋ねをいたしたい、こう思うわけであり

○赤城国務大臣 土地改良の長期計画でございすが、御承知のように、米の生産調整、こういうような問題も起きておりますし、それが土地改良等につきましても、いろいろ土地改良に対する計画の基礎といえますか、基礎が変わつてきております。たとえば土地改良も、もう長年稲作といいますが、米作に力を入れておつたのであります。が、畑作という方面に相当土地改良そのものも力を入れていかねばならぬということ、ここ数年やつておりますが、なお一そうそれに力を入れております。こういう点から考えましても、土地改良の長期計画といふものの改定を必要とする時期に来ておると思ひます。でございしますので、新たな十年計画を策定したい、こういうことで作業を進めておられますから、四十七年度中に皆さんの御審議をわすれずらうなことに相なると思ひます。

それにつきまして、この地域指標と土地改良との関連はどうか、こういうことでございしますが、地域指標につきましても、私も一そう進めていく。現在各県に具体化の検討を依頼しておるわけでございますが、それが各県から各市町村というふうにおりてきておる段階でございます。これを基礎といたしまして、実は農業生産の自給率というふうなもの、これは重要な資料として考え直さなければならぬ。これは自由化の傾向もあるし、国内の自給率といふものの再検討もしてみなければならぬ、こういうことでございします。それにつきまして、どうしても土地改良なんかとの関連は非常に深くあるわけでありまして。たとえば畑作物というふうな点、果樹、園芸というふうな問題、そういうような問題につきましても、土地改良が、畑作との関係、そういう点から見ましても、地域指標とにらみ合わせるといふ点、そういうものを非常に取り入れた計画といふものが当然でてこなければならぬと思ひます。そういう関連において、土地計画の長期計画等におきましても、この地域指標等に基づいたものを相当組み入れて計画をつくつていく、こういう作業を進

めていかなければならぬと思ひますので、そういうふうにご御了解願ひたいと思ひます。

○長谷部委員 ただいま大臣の御答弁によりまして、長期計画の改定の時期に来ておるし、四十七年度中にこれの作業を進めたい、さらに、この計画策定にあつては、先般新聞等にも出ておりますように、各農産物ごとのわが国の自給率といふものをひとつ策定をする、その上立つて地域指標を考慮に入れた計画にしよう、こういうお考えのようでございますが、その点は、私、ぜひひとつ——地域指標といふものがせつかく出されましていただければ、その裏打ちといふものがない。特に、私、強調したいことは、価格政策の面あるいは土地基盤整備の面、こういう面が伴わないと、せつかくつくられた農業生産の地域分担も私は絵にかいたもちになつちゃうのじゃないか、こういうふうに思ひますので、ぜひひとつ今回の長期計画策定にあつては、これらの問題を十分考慮に入れた計画を策定していくように要請をいたしたい、こういうふうに考えているわけであり

ます。

なお、今回土地改良法の改正によりまして——土地改良事業は非常に公共性が強いわけでありまして。したがつて、基幹的な事業については県並びに市町村の議会の議決があれば、これが先行投資ができる、こういう方向になりました点は、これは評価されていい問題だと私は思ふのであります。

ただ、この基幹的な事業、たとえば水利事業にしましても、かん排事業にいたしましても、国、県、市町村が先行的に仕事をやる点はいつといたしまして、問題は、土地改良事業は末端の事業といふものが完成して初めてその経済効果があらわれるわけでありまして。その場合に、基幹的な事業が先行しまして、関係受益者不在の形で進められる点が出てくるのではないか、こういう懸念が、私、してならないわけでありまして。したがつて、末端土地改良区の意見を十分尊重しながらこの事業を進めていく、こういうことだと思ひます。

けれども、私はこの点につきましては、どうかひとつ事業実施に紛争等が起こらないように、そこが起らないように、基幹的な事業を進めるにあつても、十分ひとつ末端の受益者の意向といふものを織り込んだ中で事業を進めていく方向で運用していただきたい、こういうふうに考えておるわけでありまして、この点、大臣から御見解を承つておきたいのであります。

○赤城国務大臣 いまのお話のように、土地改良も非常に広い地域にわたつて施行する場合も多くあります。あるいは国、県、こういうことでありますので、今回の改正におきまして、財政機関の決議によつて、市町村会等の決議によつて行なえるようなことにはしましたが、これは一つは、いまお話のように、土地改良といふのは公共事業にも入つていますが、実質上土地といふものを改良することは、これは公共的な問題でござい

ます。であります。一面において土地は私有地でございします。私有権もありますから、私権もあるわけでございます。でございしますから、いかに公共的といつても、個人の意向といふものを無視してやるといふことも、これは当を得ておりません。でございしますから、このたびの改正によりまして、市町村会の議決等によりまして発足、施行を始めることができるようなことにしております。でも、やはりこれは末端の団体等といふようなことが最後にはついてきますから、そういうようなこともありますから、住民といふか、末端の人々の意向といふものも十分開いたり尊重したりしてやつていくといふようなことでなければ、これは円滑に施行できないし、工事そのものもよくいかないと思ひます。そういう点におきまして、末端の意向も十分聞いて、そして仕事を進めるというふうなことに、これは行政指導で十分やつていきたいと思います。

○長谷部委員 もう一つは、土地改良事業といふものはきわめて公共性が強いことは言うまでもございせん。他の公共的事业に対しては地方自治体、たとえば県あるいは市町村から財政的な援助

が行なわれておる。しかるに、土地改良事業につきましては、従来から市町村、県の財政的負担が要請されておるにかかわらず、これが依然として行なわれておらない。特に地方交付税法の中にも土地改良事業に対する交付金の裏づけといふものはまだ行なわれておらない。あるいは市町村の、県の土地改良事業に対する起償等につきましても、これもきわめてワクが不十分である。私はこれは農林省が大蔵当局あるいは自治当局に対しておそろくいままでこの土地改良事業に対する財政的な援助措置について折衝が行なわれたものと思つておりますけれども、その実現がいまだ見えておらない。これは農林省の折衝の点にはきわめて弱い面があるのではないか、こういうふうに考えざるを得ないのでありますけれども、なぜ土地改良事業に対してだけは起償のワクあるいは市町村、県の財政的措置がなされないのか、また地方交付税法の中になぜ土地改良事業の交付金の裏づけがなされておらないのか、それはどこに原因があるのか、この点をひとつ大臣にお尋ねをしておきたい、こう思ふわけであり

ます。

○赤城国務大臣 先ほど申し上げましたように、また長谷部さんも御指摘のように、土地改良といふものは非常に公共性があるわけでありまして。土地といふものはほんとうに公共のためにあるものであると私は根本的に考えております。であります。が、何としても土地に私権があるといふ点、土地所有者といふものがございします。土地改良も農業上の受益者が主体といふような点、こうです。しかし、これは根本的には公共性、公益性があるものと私は思つております。でございしますが、そういうふうな実態でございしますから、建設省の関係の道路のように、受益者の負担なし国あるいは県だけでやれるというわけに構成上できないのはやむを得ないと考えています。しかし、いまのお話のように、公共性、公益性のある問題でございしますから、ぜひこの補助率等につきましても多くしたい。ほんとうは理想的にいえば、国から補助を出すというわけじゃなくて、事業をし

てそうしてあとから負担などを出す、こういうよりな形で国とか県とかで仕事をしたあとから受益者の負担を少し出させるというよりなかつことがいいと私は思うのでございますが、そこまで行っていない。でございいますから、補助率を多くするといふようなことには十分考慮しておきますし、補助率の引き上げという点につきましても折衝しているわけでありま。

特に最近、非常にあちらこちらで希望の多い大規模の農道あるいは大規模の排水施設、こういうものにつきましても、これは受益者の要望というばかりでなく、市町村とかそういう団体の要望も非常に多いのでございいます。でございいますので、こういうものについての市町村の負担というあり方につきましても、私は十分検討しなければならぬと思ひますので、自治省等関係官庁とも十分相談しておるところでございいます。特に現時点において起債の点につきましても十分できるように進め相談もしております。

あり方といたしましては、地方の団体等におきましても、こういう大規模農道とかあるいは排水施設、こういうのは建設関係のところなんかと同じような方向へ持っていきたい。これは農業道路でございいます。そういうふうな考えは持っていますが、いまのところ起債の点におきましては十分自治省と相談して、円滑にいたします。十分できるような方向へ相談しておりますから、その方向へ進めたいと思ひます。

○長谷部委員 いま大臣も指摘されたように、大型農免道あるいは広域市町村圏における大排水事業、こういうものは、単に農民の受益ばかりじゃございませぬ、各般にわたる関係者が全部恩恵を受けるわけでありま。したがって、こういう公益的な道路あるいは排水事業等については市町村あるいは県費による財政援助を法的に裏づけをするといふことと同時に、地方交付税法を改正して交付金の中にこれを算定する、こういう方向にひとつぜひ強力な折衝を願ひたい、私はこう思ふのです。

と同時に、起債のワケ等についてはいまのところは全然ございませぬ。したがって、この起債のワケの措置をとっていただくと同時に、起債の償還財源等については交付税でこれを裏打ちをする、こういうような方向で、ひとつぜひ前向きで検討していただきたい。

さらに、これに関連をいたしまして、農民負担の軽減、こういう問題について実は私は申し上げたいのであります。いま土地改良事業は、国営事業によるものあるいは県営事業によるもの、さらには団体営によるもの、みんな受益者負担が違ひます。逆に申し上げるならば、国、県の補助率が違ひます。さらに、同じ基盤整備事業におきましても、農業構造改善事業によって施行されるものあるいは積算法によって施行されるもの、こういう事業主体によりましてそれぞれ補助率が違ひるのであります。私は、同じたんぼを整備するにあつては、国、県、団体営によつてそれぞれ受益負担が違ひ、農民負担が違ひ、補助率も違ひ、これはきわめて不公平と言わなければならぬと思ひます。したがって、この補助率の総体的な引き上げはもちろんでありますけれども、事業種別によつて格差のないように検討できないものであるかどうか、この点が一つであります。

それから、今日、大臣も御承知のとおり、生産調整が昭和五十年まで行なわれる。私は末端の土地改良区の理事長をやっておりますけれども、この生産調整によつて賦課金の徴収にいまきわめて困難を伴つておる。それだけ農村経済、農業経済が行き詰まつておる。ですから、私はぜひせめてこの生産調整を実施する間の償還の延納を認めてもらふなりあるいはこの期間金利の補給をやるなり、こういう措置をやつてもらふなければならぬのじゃないか、こういうふうに考へておるのです。ですから、農民負担の軽減の問題と生産調整実施期間中における償還の特別措置について何か具体的な検討があるかどうか、ひとつこの点承つておきたい、こう思ふわけでありま。

○赤城国務大臣 補助率の違ひでございいますが、

国営、県営、団体営、それぞれ意味があるのは御承知のとおりあるわけでありま。たとえば国営は広域にわたるから公益性が強いとか、また基幹的なものは広域的な共通性を持つてゐる。こういう点でやはり公益性その他の関係から補助率が違つておると思ひます。しかし、負担の点から考へれば、負担するほうはどれも同じだ、荷がかつてくることは同じだといふことがございませぬ。しかし、国営とか県営とか団体営とかの性格、性質によりまして補助率もそれぞれ違つておるのでございいますが、できるだけ均衡がとれるようといひます。調和がとれるような形に検討は進めていかなくちゃならぬと思ひます。

それから第二の、米の生産調整について、いろいろ情勢上から負担等についても検討する必要があるのではないかと、いろいろ御意見でございませぬが、本年度におきまして、負担の実態をよく調べることが必要、こういうことで調査を実施するための予算もつております。でございいますので、この調査の結果によりまして農家負担軽減のための措置を前向きに検討していきたい、こういうふうに思つております。

○長谷部委員 まあ、生産調整実施期間中における償還金の延納措置あるいは金利の補給の問題等については、いまの生産調整奨励金の中に水利費として計算済みだ、こういう説明でございませぬけれども、私はこれできわめて不十分である、こう思つております。したがって、これは少なくとも土地改良は非常に苦勞しておる問題でありますから、ひとつ何らかの特別措置を前向きに検討願ひたい、こういうことを強く申し上げておきたい。

それから、時間がございませぬので、最後にもう一つだけお尋ねをいたしますが、近年都市用水あるいは生活用水が非常に不足になつてきておる。特に首都圏におきましては昭和六十年ですかには約三十一億トンの水不足である。阪神地方におきましても約十九億トンの都市用水、生活用水が不足になる。この不足な水を確保するために建

設省等におきましては、すでに新聞等でも騒がれておりますように、農業用水の転用という問題を強く考へておる。特にその中で、慣行水利権あるいは許可水利権というものを洗い直して農業用水にも使用料を徴収するなどという具体的な構想まで出されておる。これは明らかに大企業によつて農業用水が奪われる、こういう事態になつていくものと私は思ふのであります。そういう意味で、農民サイドから考へるならば、これはきわめて問題の多いところでありま。したがつて、農業用水の転用、都市用水あるいは生活用水への転用という問題についてはよほどきつたる態度でやつていただかないと、するすると水を奪われるのであります。そういう意味で、私は、この際大臣から、この農業用水の転用についてどういふ態度を持っておるか、慣行水利権あるいは許可水利権を守つていくためにどういふ方策を考へておるか、この点、ひとつ大臣から責任ある御答弁を承つておきたいところでございませぬ。

○赤城国務大臣 御指摘のように、農業水利権といふものは、これは慣行によつてずいぶん長い間水利権といふものを農業者は持つておるわけですから、ですから、これは幕府時代から明治時代におきまして水利権の問題では血の雨を降らすくらいに水利権の争ひがあつたわけでありま。でございませぬが、いま御承知のように、いろいろ工業用等に水を使いたいというふうなことで、その方向にも進んでおるは事実でございませぬ。事実でございませぬが、私は、そういう点で、空気や水といふものは公共用といひますか、国の全体の考え方から使つていかなくちゃならぬという基本的な考え方からしまして、水もこれは国民全体のものであります。そういう意味で、水の有効利用といひますが、これを頭から拒否するわけではございませぬが、しかし、先ほど申し上げましたように、農業水利権といふものは、ことに慣行による水利権といふものは一つの権利として認められておる

わけでございますから、みだりに——みだりにといいますが、それを侵してほかに転用するというものにつきましても、農業水利権というものの権利を保護していく立場にある私ども農林省といたしましては、それを強く主張していくという態度においては変わりないと思っております。

ただ、いろいろ水の量等によりまして、ある程度転用してもいたし方ないというようなものもございます。大きな湖水の水とか、私のほうで言いますれば霞ヶ浦の水などというものにつきましても、いろいろ都市のほうに少し使いたいというような水利権の問題などがあります。しかし、基本は農業の水利権といえますか、それを侵さない。それをつきめて、その上に利用できるものは外へ利用するというような調整をしなければいかぬと思えます。でありますので、慣行の水利権とか農業を中心としてそれに必要な水、その権利を確保した上において他に転用するというようなことを話をつけていきたい、こう思っています。

この問題につきましては、農業水利権の研究会なども農林省におきまして調整の問題あるいは農業の立場からの水利というふうなものも十分に研究しておりますが、私が先ほど申し上げましたような考え方に基づいて、農業の水利というものであるいは水利権というものを守っていく、こういうふうな考えでおります。

○藤田委員長 長谷部君に申し上げますが、お約束の時間を十五分超過いたしました。

○長谷部委員 最後に申し上げておきますが、農地制度の改正、特に農地の転用基準の大幅緩和あるいは新都市計画法あるいは農村工業導入促進法、一連の法改正によりまして農業用地がどんどん奪われておる、取られておる。今度土地改良法の改正でいよいよ農業用水についても手がつけられようとしておる。こういうことでどんどん農業の縮小、後退が余儀なくされる方向に進んでいるわけでありまして。少なくとも農林省は日本の農業を守る、食料供給産業である農業を守るという観点から、ずるずると土地が取られ、水が取ら

れる、こういうような状態を許してはならぬと私は思うのであります。そういう意味で、もったこの法律の運用にあたってはき然たる態度を明らかにしてやっていただきたい。このことを私は強く御要請申し上げます。私の質問を終わります。

○藤田委員長 次に、瀬野栄次郎君。

○瀬野委員 土地改良法の一部を改正する法律案について農林大臣に質問をいたします。

本法案については、去る四月四日、私も二時間におわたって農地局長なり農林政務次官に質問をいたしましたのであります。また一昨日四月十日には、参考人を呼んで参考人の陳述をいただき、質疑を行なって諸問題を詰めて明らかにしてきたところでございます。本日は最高責任者である農林大臣の出席を得まして土地改良に対する質問をいたすことになったわけでございます。時間的制約がございまして、たくさん問題について大臣の御所信を承りたいので、ひとつ大臣においては簡潔に御答弁をいただきたいと思っております。

まず最初に、今後農政を展開していく上で土地改良事業ないしは土地改良法の位置づけというものを農林大臣はどういうふうにお考えであるか、そういうことを冒頭まず御見解を承つて、質問に入りたいと思っております。

〔委員長退席、三ツ林委員長代理着席〕

○赤城国務大臣 何としても、農業というものは土地を主体として進められるものでございまして、土地を改良していくというところは、農業者にとりましても、日本の農業全体からいいますと、一番大事なことでございまして、でありますので、土地基盤の整備というものは、農業における基盤といえますが、一番中核的な問題だ、こういうふうには私は考えております。

○瀬野委員 次に、さつき内容に入りますけれども、国営、県営、団体営等を通じて一貫施行していただきたいという問題でございますけれども、当然これらの事業は総合事業として採用すべきじゃないか、こういうことを先般農政局長に

私、質問いたしましたわけでありまして。いままでの事業は、どちらかというと、面の事業でございまして。一貫施行とは縦断的な事業であるといふことが言えるわけでありまして、幹線水路は国営で、約十年内外かかる、支線は県営で、四、五年もかかる、またその支線は団体営で二年くらいかかる。ゆえに着工から完工まで十五年ないし十七年かかる。国営、県営が完了してやうと団体営になる、こういうことが現状でございます。同時着工、一貫施行すると、いまの十五年ないし十七年のものが十年以内で完工する、こういうことになるわけでございます。そうすると、経営の面でもたいへんな利益を受けていくことになると思います。土地改良事業では、全体計画というものが当然わかっておられますので、どこをどういふふうに通っていくかということもすでに地元ではわかっていくわけですね。そういうことからいいますと、国、県、団体と仕事を同時にやっても、すぐにつながらないことになるわけですね。先般も農地局長に質問したんですが、愛知用水なんかとも言えますが、五年でできたという例があるし、そういうことは他にも当然できるというところの実証である、私はこういうふうなふうに思っております。当然これは法律上は問題はないわけでございます。まして、まさに運用上の問題である、かように思っております。

以上申し上げた理由によりまして、大臣にひとつこれは、一貫施行について面の総合ができたんだから、線のほうもやる、こういうふうなことにしたいと思っております。その所信を承りたい。

○赤城国務大臣 お話のような実態は、私もよく承知してあります。たとえば国営、県営、団体営と、さうして歩調を合わせていくというふうなこともなおりますが、それぞれ重要性といえますが、また広い範囲ということがありますので、一貫にやるといふようなこともなかなかまいらぬ面が多いと思っております。そういう面で国営、県営、

団体営というように分かれてはおりますが、大体幹線の工期が長いことは少し長過ぎると思えます。ですから、工期などはできるだけ短くしまして、そして最後の団体営がすぐ着手できるようなことになれば、一貫性という方向へ相当近寄ると思えます。早くと思えます。そういう意味におきまして、工期等を早める、こういうことによりまして完成のときを早める、こういうふうに進めたい、こういうふうな考えでございます。

○瀬野委員 大臣から広範囲で一掃にやれる面があるとか、また一貫性に近寄っていく、工期を早めていくという決意があつて、一歩、二歩前進したと思うのですけれども、工期が長くなると、当然物価の値上がり等によつていろいろと経費も増してくるし、効果が出てこない、薄れてくるというところは当然の道理です。したがって、やれる範囲でやっていくということを進めるべきじゃないか、こういうふうにも思ふのですが、その点もどうか、大臣、どうでしょうか。

○赤城国務大臣 その工事等の性質、性格にもよると思ひます。でございますので、そういう面をよく考えて指導していきたい。たとえば畑かんなどでは、一貫してやるという形になっております、そうしないに進みませんから。そういうような例もございまして、工事の仕様といひますか、そういうものに依つて御趣旨のような指導をしていきたい、こういうふうな思ひます。

○瀬野委員 一貫施行の問題については、いま大臣おっしゃったように、どうかそういう方向で、地元の要請も強いわけですから、今後さらに善処されるように強くお願いをしておきます。

次に、米の生産調整による稲作転換は、昭和四十七年でも三年目、四十九年までで終わるわけですが、五十年以後は県営、団体営等、水田を転用すると負担金が払えないというふうな理屈に一応なるわけですね。それは今後の問題にかかってくるわけですが、稲転をしているときはまだよいけれども、昭和五十年以後は負担金と借り入れ金の償還の二重の苦しみになるということが当然考え

られるわけでございます。したがって、団体等は政策的に免除すべきじゃないか、こういうことを要望しております。さらには、政府は現在実態調査費をつけれられて、たしか八百萬ぐらいの経費で今年度から調査をされるやに聞いておりますが、免除できないとすれば、国が土地改良を進めてきたのであるゆえに、それにかわる長期低利の資金を貸すなど対策を講じていかなければならない、こういうふうに思っております。この点について、大臣からひとつ明快にお答えをいただきたい。農地局長からも先般いろいろ質問して答弁いただきましたのですが、大臣からひとつ重ねてこの点御所信を承っておきたい、かように思っております。

○赤城国務大臣 確かに、いまの御指摘のようなことになると思います。また、そういういま調査の方向をとって予算を計上しております。実態調査を実施することが必要でありますので、いま御指摘のように、四十七年度予算案においてその経費を要求しておりますわけでございますが、この調査、これはもうわかっておりますことでありまして、予算が成立しましたら早く進めて、そして所要の措置を早く手を打つ、こういうことが私どもとして一番大事なことだと思います。あまり長くなつてくれば、いろいろいまお話のような支障といえますか、不利なことが出てきますから、早くこの実態調査をして措置をとっていくことにしていきたい、こう思います。

○瀬野委員 次に、急激な都市化の進展によりまして、家庭用水とか工業用水、または汚水、悪水が用水施設に入ってくるという問題が急増しておりますわけですが、このことに対処しまして、農業用の排水施設について用排水分離の事業を積極的に推進すべきである、こういうふうに思っております。これに対しても、先般質問いたして、局長の答弁は得ておりますが、この点については大臣としてはどういうふうに将来お考えであるか、御所見を承りたい。

○三善政府委員 大臣の御答弁の前に、私から

ちよつと答弁させていただきたいと思ひます。用排水の分離の問題、先生御指摘のとおり、これはやはり私も一般的にいって進めてまいりたいと思つております。現在も相当推進はしております。ただ、地域の実態に依りまして、水なんか非常に少ないようなところとか、そういう方向をやつていったほうがいいのかどうか、そういう点もあらうかと思ひますので、その点は地域の実態に依りてやつていかなければいかぬと思ひますが、全般的にはこういう方向で現在も私も進めておりますし、今後とも一そうそういう方向を進めていきたい、こういうふうに考えております。

○瀬野委員 土地改良事業で行なつた施設について利用に関する権利関係を明確にして、道路など不特定多数の者が利用する場合がだんだん多くなつてきたわけですが、そういう不特定多数の者が利用する場合は、事実上個人個人から負担金を取るということが今後なかなか困難である。本法の改正によつて非農業者から負担金を取ることになつてまいりましたわけですが、これらの維持管理費といふものは市町村が出すことが至当である、かように私は思つております。この点について、先般いろいろ論議したところでありまして、大臣、こういうことに対する見解をひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○赤城国務大臣 維持管理を一般的に市町村等にやらせるということは、これはちよつとむずかしいやうでございますが、いまの公共的なもの、道路などは、これは管理をすれば道路が国有地になるわけですから、そうすれば道路については、国道とか県道とかあるいは市町村道とか、道路法にきまつたところに組み入れられるわけですが、でございますから、当然この維持管理費は、市町村道ならば市町村、府県道ならば府県、あるいは国道ならば国ということにならざるを得ない、なることが当然だと思ひます。でございますので、管理をしましたならば手続をとつて、道路なら道路は国有地にする、あるいは府県道なら府県道に認定する

という手続をとらせる、あるいは市町村道に認定する手続をとらせる。それで土地改良区としてはそれを換地処分したいときに国有地にしてしまふ。そして市町村や府県等によりまして、府県道あるいは町村道というふうに認定していく。当然それはその道の団体、維持管理というふうには、当然それらの団体が維持管理をするというふうになると思ひます。一般的な施設につきましても、なかなか市町村で全部持つというふうなことは非常にむずかしいと思ひますが、できるだけそういう方向へ分担するといひますが、持たせるように、よく監督官庁等とも相談していきたいと思ひます。そういうような方向を進めたいと思ひます。

○瀬野委員 大臣から答弁がありましたように、国道、県道、市町村道に編入していくということでございますけれども、それまでの間に問題があるわけでございます。これだけ詰めておりまして、時間関係もございまして、一応の方向だけきつて何つておきますけれども、実際は、そういう認定をするまでの間に、かなり長期にわたつてそういう負担金を払わねばならぬという問題が起きてくるわけでございますから、そういう問題について、かつ核心に触れた答弁をほしたわけでございますけれども、今後また十分御検討をいたして、こういった不特定多数の者が利用する場合は、農村ではしばしばあるわけでございますから、十分ひとつ地元農家に負担が重くかからぬやうに、それでなくても生産調整でんだん負担がかかってくる、過疎現象が起きてきつておるわけでございますので、よくそういうことを配慮してやらなければならぬな問題になつてくるというところでございまして、本法改正によつていろいろ負担金を取ることでございようになつておりますけれども、実際問題、事実現場に行つて考えたときにはたいへんな問題になるというところでございまして、問題提起をしておくわけでございます。

次には、維持管理費の助成について、これまた

農林大臣に何つておきたいわけでございますけれども、土地改良区で特に大規模農道、ため池、ダムですね。大きいのは愛知用水から、小さいダムもございまして、それから圃場整備事業の中の農道、または干拓堤防、すなわち潮受け等の問題もありませんし、こういう問題と、さらに排水施設、防災施設等公共的施設を維持管理しているものについては、団体の公共性にかんがみて、農民負担の軽減をはかるために国の助成を行なうのが当然である、こういうふうに思つております。今後、土地改良もまだ百万ヘクタール改良していかなければならぬし、今後大いに土地改良のやり方が高まつていくわけでございますので、大臣も積極的にこれをひとつやつていただきたいと思ひますが、この維持管理費の助成について大臣の意思はどうであるか、御見解を承りたい。

○赤城国務大臣 先ほど答弁申し上げましたように、道路、いまのお話のため池等は、管理すれば国有地になるわけでございますから、その方面の管理はできると思ひますが、お話のように、国有地とかに管理を移転するまでの間が問題だ、こういうことでございまして、一般的にはむずかしい問題でございますが、土地改良区の性格などの制度の基本的な問題ともからむ大きな問題でございますので、いまだどういふ手を打つ、どういふ方向でやるということは申し上げられませんが、今後の大きな問題として検討を進めるといふことにいたしたいと思ひます。管理が移れば、土地改良区の利用負担はしなくともいいわけですが、その間のことといふような御指摘でございますが、これは基本的な問題として検討してまいりたい、こう考えます。

○瀬野委員 いまの問題で大臣にさらに一つお聞きしておきますけれども、新潟県なんかの土地のゼロメートル地帯とか、低いところの用水路等については、雨が降つたりまた災害があつたりしますと、用水路に水がたまると、汚水、悪水がたまると、一例をあげると、九州においては、佐賀県のク

リーク地帯等におきましては、ちよつとした雨でも全部汚水がたまつてくる、こういうふうな現象があるわけですね。それを一生懸命農家は自費でもつてくみ出して、排水しておるということなんですね。こういった問題は、当然公共的な性格も強く持つてくる。例は幾つもあるのですけれども、新潟県、九州の場合等の二つとりましたけれども、そういうことに対しては、かねがねわれわれも陳情を受け、当委員会でも調査をして、現地でもいろいろ強い要求を受けたわけでありましたが、そういうことを思いますときに、今後そういうことに對してはやはりあたりの政治の手を伸ばしてやらなければいかぬ、かように思ふのです。そういう面でも、大臣、どういふふうにお考えですか。あまりの大きなことを言つておられないと思ふのですけれども、御所見を承つておきたい。

○赤城國務大臣 いま御指摘のようなことは災害的な問題だと思ふます。でございますので、土地改良区とか関係農民とか、そういう問題よりも、やはり市町村の問題とか、こういう問題に移さるべき問題だと思ふますが、基本的な問題で、その辺の分担といふことが、責任といふことが、こういうことは非常にまだむずかしい問題もあると思います。先ほど申し上げましたように、御指摘のようなことも頭に入れますして検討を進めさせていただきますと思ふます。

○瀬野委員 大臣は災害等ということでおっしゃいましたが、災害であればまた災害復旧とかいろいろなやり方もあるのですけれども、普通災害とまではいかない雨量の雨なんか降りますと、そういうことが低地帯ではしばしば起きるわけです。特に佐賀県なんかのクレーク地帯、福岡県にも一部ありますけれども、そういうことがひんぱんに起きています。そういう問題等についても、今後ますます農村開発が急激に進展してまいりますので、今回の法改正によりまして一部改正されますけれども、さらにこういう問題が重要になってまいりますと、遠からずまた改正しなければならぬ時期が来ると思ふのですけれども、十

分そういうことを踏まえまして、ひとつ確信ある答弁ができるような対策を立ててもらいたい、かように思ふわけですね。

次に、私、質問申し上げたいのは、先ほどから論議もされましたが、土地改良の事業について、起債または交付金の問題等について大臣に御所見を承つておきたいと思ふのです。

申すまでもなく、農振地域の市町村の申請等、新方式の創設に即して、今後土地改良事業は市町村の役割が高まってくることはもう当然でございます。しかし、義務づけられることになるわけでございます。しかし、市町村は何れも負担金を持てという法律上の義務がないわけでございます。土地改良事業もいよいよ総合化されてくるわけでございますから、今後市町村として、實際上財政的に乏しい財源の中から必要に迫られて一部現在でも自前で負担をしている市町村もあるわけでございますが、今後ますますこういう役割が高まってくると思います。その必要が多くなるのは当然で、財政事情がよければ一部負担もできましようけれども、その必要があつても、財政に乏しい市町村はなかなか負担することができないというのが現状であることは、大臣もよく御承知だと思ふのです。かりに市町村が一部持つにしても、自治省が認めない。一昨日の参考人も、そういうことで強い要請が陳述の中で述べられておりました。われわれもまた、地元でもそういうことをしばしば要望を受けておるわけです。それは市町村が負担をする義務がないからであります。

そこで、さつき大臣は、公共性、公益性があるもので、補助率を多くすることについては考慮をしていきたい、引き上げの折衝もしている、大規模農道、排水等についても自治省等関係省と折衝を進めておる、こういうことで、起債については十分今後考えていく、できるだけやっていきたいというふうな答弁がございましたが、自治省のほうと折衝をされて、交付金も起債も両方認めてもらいたい、私はこういうふうに申し上げたい。そういうことで大臣は自信があるのか、実際自治

省と交渉されて、いつごろそういう見通しがあるのか、その点、さつきの論議に加えてひとつさらに御答弁をいただきたいと思ふます。

○赤城國務大臣 いまのお話のように、土地改良に對して市町村会の議決を経るというふうなことで介入するといふことが、責任を持つというふうな形になりますから、お話のように、市町村のほうに起債等について便宜をはかるというふうなことは当然必要だと思ふますが、上のほうの自治省というふうな監督官庁の問題もございまして、それにつきましても私も便宜をはかるように自治省当局とも相談を進めておるわけでございます。それでは、いつそれをいふことを言ふかというところは、いま相談中なので答弁する時期ではございませんが、話し合いを進めていきたいと思ふます。

それから交付税の問題でございますが、交付税の基準といふものがございまして、たとえば道路などは、市町村の道路の延長などが交付税の基準の中に、直接算定されませんが、そういうものが算定されるというふうなことになると思ふます。土地改良の結果をこの基準に入れるか入れないかというのは非常にむずかしいと思ふます。これは抵抗といふますが、理論的にもその他においてもむずかしいと思ふますが、こういう点も、特別交付税なんというものがございまして、いろいろ市町村で費用を支出した場合に特別交付税というふうな形で出している面もございまして、でございますので、市町村が負担するといふようなことになれば、そういう面の考慮もしてほしいと思ふます。こういう点はいろいろ自治省との折衝の結果によりまして、いまだどういふ結果にすとかになるとかいうことを申し上げる時点には来ておりませんが、これはよく折衝したり何かして検討してまいりたいと思ふます。

○瀬野委員 農林大臣、ただいまの件については、重要な問題でありますので、ぜひひとつ、積極的に推進をはかつておられるようであります。が、さらに一そう積極的に推進をはかつていただ

きたい、かように強くお願いをしておきます。次に、水利権の問題を私、少しお尋ねしておきますが、農業用水及び施設の他用途への転用を認めるにあつては、農業を行なうための水利用に支障を生じてはならないし、農業水利の歴史的特性といふものを考慮して、水利権、施設管理権等が不当に侵害されないようにすることは当然であります。このように農業者側の権益を守るために本法改正にあつて農林大臣はどう考えておられるか、御所見を承りたい。

○赤城國務大臣 これは先ほど御答弁申し上げましたが、農業に對する水利といふものは単なる水利じゃなくて、慣行による水利権として、これは法律上も非常に強力に認められている権利でございます。でございますので、これをほかに転用する、利用するといふようなことにつきましては、やはり農業の水利といふものが主体でございますので、その主体を十分守つて、そしてまた転用する余裕があるというふうな場合には、私は、転用もやむを得ないといふますが、認めることもあり得ると思ふますが、土地改良区とか地元とよく協議をしまして、最大限権益を侵されないことにしながら転用をするというふうな方向へ持つていかなくてはならぬ、こういうふうに私は考えております。

○瀬野委員 農林大臣から、最大限権益を守るといふことの決意がありましたので、ぜひそうしてまいりたいと思ふます。そこでもう一点、このことについて先般も質問したのでありますが、農林省は四十五年一月、専門家よりなる農業水利問題研究会を発足して、「都市化過程における農業水利」の中間報告で、水路の管路化をいつておられます。現在の用水は、生産調整で一部水が余っていることは事実でありますけれども、減水があるから自然が保たれ、地下水となつて地盤が安定することになっていく、このように私は理解をしているわけでありま

す。先ほど大臣はこのことに若干触れておられるようでありましたが、去る十一日の佐藤参

人の陳述の中に——私は速記録が手元にないで、聞いただけで十分筆記しておりませんが、東京農大の佐藤参考人は、パイプラインは地域に適合した形で選択すべきで、すべてパイプ化するとは疑問である、近代化は問題があるというような意味のことを、結論的に私の質問に対して答弁があったわけでございます。

このことについて、いわゆる工業関係用水の獲得のために、通産省、建設省等からいろいろと、農業用水の過剰水を、いわゆる生産調整等でもずいぶん水が余つてきたんだということから、慣行水利権で長年歴史的に保ってきた水をほとんど取るような意味のことがなされ、先般もある新聞にそういったことが載りまして、あちこちでいろいろ物議をかももし出しておるわけですが、農林大臣はこのことにつきまして、将来をどういうふうにお考えであるか。もちろん現在この研究会においても中間報告で、いま調査を進めている段階であるというふうなこともおっしゃっているようでありまして、大臣としては、このパイプラインの問題、いわゆる水路の管路化という問題について、基本的な考えはどうかお持ちであるか、この機会に大臣の御所見を承っておきたいと思うのであります。

○三善政府委員 水路のパイプ化の問題でございますが、私から答えさせていただきます。

この問題は、私どももその地域の事情、地形等から見て、あるいはパイプラインの経費、こういう問題から見て、地域に合う場合もあるし合わない場合もあるというふうに考えているわけです。具体的に申し上げますと、一般的に漏水を防ぐとかあるいは土地改良の効率化になる、わざわざ水路を掘らなくていいというふうな問題もありまして、それから、汚濁水が流れ込まない、こういう利点はあろうかと思ひます。また反面、これは現段階ではわかりにくい経費が高くなります。そういうことをいろいろ加味しまして、これは地域の実際の状況に応じて、進めていく場合には進めていきたいと思います。ただ、農業用水の合理化と申しま

すか、そういう見地からは、この水路のパイプ化というものは、私どもとしては積極的に取り上げていったほうがいいというふうに考えております。

具体的な問題としては、いま申し上げましたようにいろいろな問題はありますけれども、一般的には、やはり地域の事情に依り、もうちょっとコストが安くなればかなり普及もいたすと思ひますが、そういう意味で、いろいろの問題はあつても、今後は一応進めていったほうがベターであらうかと現段階では考えております。

○赤城国務大臣 お話のように、工業において水というものは一番大事なものでございまして、工業用に水をほしがるということは非常にふえてくると思ひます。しかし、これに對しましては、水がほしいということならば、やはり農業用水の余つたものを転用するということがあつてしかるべきだと思ひます。また工業用に使うならば、その用水を持ていく費用は工業に必要とする者が出すべきものだと思ひます。そういう意味におきまして、水の配分の量というところからいえば、パイプラインで持つていけば水がむだにならぬ、また配分する水の量ははつきりします。でございまして、必要なる者が負担をしていくというものであるならば、私はパイプラインというものも進めていいものと思ひます。しかし、これは全般的にいい悪いと言へる問題ではなく、その地区の水の利用状況、こういうことを勘案しての結論でなくちゃならぬと思ひますので、一般的にはちよつと申し上げられないと思ひます。

○瀬野委員 次に、換地技術者制度の問題で若干お尋ねをいたしておきます。

圃場整備事業における換地処分等が、換地技術者の不足と事務の未熟等によりまして、著しく遅延しているのが現状でございまして、ちなみに申し上げますと、昭和四十四年七月の調査によりますと技術者の総数が四千二百五十人であつたのが、昭和四十六年三月の調査によれば、三十九県分で換地技術者強化対策による技術者選定結果によりまして、指導員が三百四十二人、経験三年以上の

一級が八百四十一人、経験三年未満の二級が二千二百五十一人、特殊技術者が四百二十七人、計三千八百六十一人、四千四人足らずとなつてゐるわけですね。

そこで、換地技術者の人員の確保について、年間三万ヘクタールくらいはの区画整理をやつてゐるわけでもございまして、今後必要とするものは年間十萬ヘクタールくらいあるというように私は思つておるわけですが、土地改良を今後とも推進するということがあつてすれば、今後人員が不足するということとはだれが考えても当然のことであると思ひます。なるべく少数精鋭ということも言えますが、やはりこのようにしたことがたいへん問題になつてくると思ふのです。人員の適当な確保ということがやはり必要ではないかと思ふのですが、これら人員の充足について大臣はどういうふうに御検討されておるか、承りたい。

○三善政府委員 この換地技術者につきまして、ただいま御指摘のとおり、現在圃場整備で換地を必要とするような面積が七、八万町歩、それが近い将来は年間十萬町歩くらいにならうかと思つております。そのためには、何を申しまして、ただいま述べられましたように、技術者の確保というのが必要になります。

その件につきまして、私どもは、第一に、いろいろ講習会、研修会というのをやりますし、また換地事務費の中でいろいろ助成等もやつておりますけれども、やはりその資質の向上と待遇の改善的なことをやつていくことが非常に必要ではないか。幸い今回の改正法をお認めいただければ、この換地技術者の国家試験等をやりますと、一定の資格を持つた者ができていくということになれば、勢い彼らのプライドも出てくるでせうし、またそういう人たちは事務能力も相当ある人が試験にパスするということになつてくるから、そういうことで、今回の改正によりましてそういう措置をやつていきたい。また、その措置をやると同時に、換地計画なんかをつくり出す場合に、そういう人たちの意見を聞くというふうなことも当然制

度的にやつていくわけでございます。そういういろいろなことをやりまして、換地技術者の待遇をもう少し改善することが一つと、それから換地技術者の資質の向上をやるのが第二点。そのために講習会、研修会、そういうことを現在やつておられますけれども、なお一そういろいろの充実をしていく。そういうことで、将来の換地技術者の確保をはかり、あわせて換地の事務のおくれ、そういうものを取り戻していきたいというふうに考えております。

○赤城国務大臣 いまの換地でございまして、私は、土地改良をやつていて、新しく土地改良をやるのを急ぐというものは、いまの換地事務が非常におくれている、それから登記がおくれている、こういうことで、そういうのを見ていると、近ごろどこでも土地改良をやるのにやりたくないと思つてゐる事実を、私もよく承知しております。でございまして、換地事務を早く進めること、それによつて登記を早く進めること。初めは勢いよくやつて、終わりになるとぐずぐずして、何年も何年もかかつてしまふのがつたかぬ、こういう状況は私は好ましくないと思ひます。でありますから、いま農地局長が言うように、換地の技術者というものは足りないのです。農地局長が言うように、なかなか換地は、工事のほうは一生懸命指導しても、換地はめんどうさがつてやらなかつたり、また人がおらぬ。ですから、連合会やその他にいるもので充足しているというところでもございまして、いま農地局長の言うように、資格あるいは待遇、それから増員、こういうものをやつて換地を早くすること、土地改良に對して、やる人が非常に土地改良をやつてよかつたというふうなことになると思ひますので、農地局長が申し上げたような方向で強力に進めていきたい、こう思ひます。

○瀬野委員 いま大臣からも重ねて答弁がありましたが、今回の本法改正によりまして新たに国家試験が設けられることになるわけで、身分が安定するわけでもございまして、權威と資格を持たせるといふことが当然大事でありまして、いまま大臣並

びに局長から答弁がありましたように、やはり待遇改善をしてやるということが最も大事である。たとえば、五等級を四等級とか、六等級を五等級というふうなことで、資格に見合うところの待遇改善をする。それから資質の向上をはかるための研修、また講習会をやるというように、これを当然やってもいいし、それに伴う旅費等の増額もはかっていただくというふうにしていただかなければならぬと思います。大臣からも、十分充足していくということで御答弁ございました。

さらに、大臣から答弁ありました登記の促進、これは今回あらためて申し上げておきますけれども、実際登記所にはいま二、三人しかいない。換地技術者等がいわゆる手伝って促進をしておるから五、六年くらいで済んでおりますけれども、もしそうでなかったら、十年以上かかる。いわゆる登記が済まなければ土地改良も最終完結にはならぬ、何かしら宙ぶらりんである、こういうふうなふうに思っているわけでありまして、こういういた面で、どうしても人員の充足、それから登記の促進、早く土地改良が完結するように望みたいわけですが。

大臣からも、初めは早く勢いよくやっているが、あとはぐずぐずしてけしからぬというふうなことですが、全くその通りで、大臣がそう言ったのではどうしようもないのですけれども、どうかひとつ、十分御承知だと思っておりますので、やっただきたい。四十七年度はどうなんですか、予算的に人員を充足して幾らか前向きな考えがあるのですか。その点、御答弁をいただきたい。

○三善政府委員 御承知のように、試験をやりますと申ししても、すぐ一挙に全部資格が上がるというわけにもなかなかまいりませんし、私どもの計画としては、大体五年間くらいに二千人くらいこの試験にパスするようになつて講習会、研修会等を充実してまいりたいというふうに考えております、具体的な話でございますけれども、それから四十七年度の予算につきましては、従

来からいろいろ講じておりますが、たとえて申しますと、こういうのは研修の問題では講習会、研修会ということ、連合会職員あるいは土地改良区の職員等の研修、講習をやっております。また中央研修と申しまして、県の職員、まあ指導員格の方、それから私も農政局の職員なんかも研修をさせていくというふうなことで、それぞれ四十七年度予算をこの研修会関係で千三百九十万でございますが、一千四百万程度要求をいたしております。

それから換地事務の促進のためには、これは圃場整備等の換地を必要とする事業の事業費の中で一応見るようにしております。御承知と思ひますが、大体こういうた事務費的なものは事業費の三割くらいでございますけれども、そういうことで事業がだんだん拡充してまいっておりますので、こういう換地事務費等の増額も当然なされていくわけでございます。その他連合会や県の職員の方の換地事務に対する指導旅費、そういうものも予算的には相当組んでおります。いろいろなことを講じてまして、私もこの換地事務の促進のために今後とも一生懸命努力してまいりたいと思っております。

○瀬野委員 時間が参りましたので、最後に一点だけお伺いしますが、ただいまの問題については局長から四十七年度予算についての概略の説明がありましたが、大臣もこれに対してはかなりの強い姿勢で今後充足をして強化していくということで御発言がございましたから、ひとつ局長の今後の腕の見せどころ、こういうふうに見ておりますので、十分今後充足していくように、そして登記が早く促進されまして、最終完結が早くできるような態勢で進めていただきたい、かように思っております。強くお願いをいたしておきます。

最後に大臣に、時間がずいぶん迫つて参りましたので、かなりの問題が残つておりますけれども、最終的に若干お尋ねをして、結論的に御答弁をいただきたいと思ひます。

農村地域工業導入法が発足していいよわれわれも期待しておるわけですが、さらに御存じのように工業再配置促進法案とか、同関係公団法案あるいは新都市基盤整備法案とかいろいろ法案が今後とも考えられるし、さらに現在立法化されたものもあります。こういったことで今後農林大臣は建設省、通産省、こういったものいろいろな折衝をされていくことになると思うのです。先般の質疑のときも、局長は、今回の土地改良法と農村地域工業導入法との関係等から、また建設省や通産省からいろいろ提案されている法案等と対比して、農業サイドで見たならばことに好ましくない、こういう答弁をしておりましたけれども、われわれもこういったことではいへん不安に感じております。大臣が今後建設省、通産省等々と折衝される場合に、強い姿勢で対処していかなければ当たり負けするのではないかと。こういったことでせつかく今度の法改正並びに今後の運用にあつても問題を残すのじやないか、かように思ふわけですが。したがって、農林大臣の今後のそういった他の法案等に関する、本法改正それから昨年五月審議しました農村地域工業導入法との関連において、どういうふうに今後対処していられるお考えであるかということが一点。

さらに、今回の法改正で重要な法案が実は積み残されて本法の改正になっております。もちろんいづれ本法をさらに改正して詰めなければならぬという問題であることも当然でありますし、一歩前進ということから、われわれもこの法案に対しては、これを何とかひとつ通過させて、早く農村地域に見合った体制を整えていきたいというふうに思ふのですが、土地改良施設の維持管理問題、土地改良区の運営問題、農業水利権等の重要な問題が残されておるわけですが、こういったことについて、今後さらに本法改正等やっていかなければならぬし、さらには長期計画を立てていかなければならぬ、かように思ふのです。そういったことについての大臣の今後の方針なり御決意を承つて私の質問を終わります。

○赤城國務大臣 工業導入と農業との関係を全般的に見ますと、農業においても特に第二種兼業農家がふえております。でありますから、出かせぎなどにつきましても、都会まで出かせぎしなく、地方で農外収入を得られるような機会を与えられたらばいい、そういう面において私は工業導入というものの賛意を表しておるわけでございます。土地改良におきましても、現在農村地帯を見ますと、工場なども田んぼのまん中へあつちこちでできたり、非常に不規則的に入つていて、工業導入がされておる、これは農業にとつては好ましくないことでもあります。でございますので、土地改良などにおきましても公共用地とか工場用地とかというものを一定のところにとめて、そういうものを指定する、スプロールを防止するといふような意味において、今度の土地改良法は非常にそういう点で寄与すると思ひます。そういうことにすれば、下水の問題につきましても、農業用水等の問題につきましても非常に整理される、こういう点で私はいいと思ひますので、工業導入、工場などが来る場合も、土地改良で公共用地等になつていくようなところ、こういうところにくみして入つてもよろしい。むやみやたらに入つて農業を、農村を荒らされるというふうなことは好ましくないのでございますから、あるいは建設省あるいは通産省等と十分工業導入等については協議してからやっていきたい。今度また法律を、新しく工場の分散など通産省で考えていますから、それにつきまして私が強く、農林省と協議をしてからこの法律案をつくらなければいけません。かかつてにやられちゃ困るということを言いましたので、通産大臣も農林省の事務当局ともよく打ち合わせしますというのをはつきり言つてます。そういうふうな調整をとつて、農業がほんとうに自然環境というものの保持者でございますから、農業が害されないように、自然環境というものを害されないように、土地改良の面からも十分協議していききたい、こういうふうに思つております。

○瀬野委員 時間が参りましたので、以上で質問を終ります。

○三ツ林委員代理 田中恒利君。

○田中(恒)委員 主として農林大臣に、保留をいたしておりました事項を二、三点お尋ねをいたします。

私ども、土地改良法の改正を審議いたしてまいったわけですが、やはり一番心配をいたしてまいったのは、土地改良法の改正内容もさることながら、農業に対する自信や意欲を農民が失つておる、そういう状態の中でわざわざ負担金を出して——土地改良事業というものがいままでも困難であったが、今後さらにむずかしくなるのではないか、こういうことが各委員の質疑なり参考人の意見陳述の中に非常にたくさん出ておったと思うわけでありました。したがって、この農業に対する農民の意欲をいかにふやしていくかということが、たいへん大きな問題であります。この際私は、農業の基盤整備、いわゆる農地の拡大という問題について、政府当局は一体どうお考えになっておるのか。やはり本法の改正で宅地をつくつたり工場用地をつくつたり大きな道路をつくつたり、こういう非農業施設、非農地、こういうものをからませながらやらなければいけないという事態もよくわかりますが、同時に、農業本来の土地をいかに農用地として拡大していくか、この積極的な路線に対して農林省は一体どうお考えになっておるか、やはりこの点は大臣から直接お聞きをしておきたいと思うわけでありました。

○赤城國務大臣 農業に対する夢というか、希望というか、意欲を失つておるといふようなことは私も感じておりますが、土地改良等の関係から言いますと、土地改良が費用がかかつて、土地改良に対しての魅力も失つていけるのじゃないかという面もござります。私は、土地改良そのものは農業に対する魅力を持たせることだと根本的には考えています。たとえば、土地がよくなくて、区画整理されて、圃場整備できて、そうして機械も十分使えるようなことになれば、何か農業というものは奴隷の仕事みたいに考えることでなくて、近代的な農業もやれるのだ、労働力も非常に軽減される。その基盤をつくつていける土地改良というものは、私はそういう意味において農業の一つの近代性を持たせる、若い人たちが近代性を持たせるという意味におきまして、貢献すると私は考えています。そこで、既耕地ばかりの整備というように考えているのじゃないかと思ひますが、私はそうでございせん。団地制度、団地という構想を出してやつておりますことも、私は、既耕地の作目に従つた団地的な経営ということも必要でございしますが、やはり既耕地でない農業用地を団地的に造成していつて、そこで団地的経営ができるような方向までも含めて、私は団地構想というのを出しておるわけでございます。実際、現在農地が虫食ひ的に荒らされていける面もありますので、今度の土地改良法の改正によつてこの虫食ひ的なところを改めるという面もござります。新たにまた農地が、宅地、工場用地、公共用地その他で相当減つておりますから、農業に適しているようなところはやはり団地的に開発していくということも必要である、また団地経営というものがそういうところにはよりよく行なえるのじゃないかという面もあると思ひます。でございしますので、既耕地の整備だけではなく、農用地の造成というものの団地的な農業がやつていけるような方向を持つていたでいて、そういうものについて造成をしていく、そういう面でも土地改良の長期計画などにもそういうものを含まれていっていいじゃないか、こういうふうに私は考えております。

○田中(恒)委員 いま農林省の段階で、いわゆる既耕地じゃなくて農用地を拡大していくということについて何らかの具体的な検討なり、あるいは対策なり方針なりというものがありませんか。

○赤城國務大臣 いま具体的に持つておりません。それからまた、農用地拡大ということにつきましては、私は埋め立てということは少し控えた方がいいと思ひますが、しかし、畑地農業とい

は非常に強く出していますから、そういう線に沿つた計画といひますか、方向は検討しておるのは検討しております。

○田中(恒)委員 私が申し上げるまでもないわけですが、土地改良法は、農用地の改良と開発と保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に行なう、これが目的であります。第二条で、農用地とは、といふことで各項目があつて、農用地の造成といふことが相当大きく掲げられておるわけですね。いま大臣は、農業団地等で、既耕地だけではなくて、すそ野等を採草地をやしながら畜産なり豚なりの団地造成をやるのだ、こういうことでありましておる方向は、既耕地農用地を宅地化していき、工場化していき、集会所の施設をつくつていき、道路をつくつていき、こういう形が實際問題としては中心になつてくると私は思ふのです。これは今日の農村をめぐる客観情勢というものがそういうふうにしておるからそれに対応せざるを得ない、こういう側面はわかるわけですね。しかし、同時に、日本の国土の中で、いわゆる農業に供せられる土地をどれだけ拡大していくかという基本線があるはずで、どうも最近の農林省の土地改良に対する基本姿勢の中には、土地をいかに増大していくかという線は見られないと私は思ふ。ちやうど農民が農業に対してあきらめを持つて意欲を失つておるといふに、農業の前提条件である土地を拡大をし、そして経営規模を拡大していくというきわめて単純な方式が、最近の農林省の土地政策の中に見られない。だから、私もそこで議論をする場合に、この法律を通していろいろなことをおっしゃつておるけれども、土地がつぶされ、農業用水が農業経営に支障を来たすような状態になるのではないかと、こういう不安を持たざるを得ない原因もそこにあると私は思ふのです。昭和三十六年には六百八十八万六千ヘクタールの農用地がありましたね。ちやうど農業基本法ができた年であります。六百八十八万六千ヘクタールの土地が、十年たった今日、昭和四十六年五百七十四

万一千ヘクタールに減つております。ちやうど三十四万五千ヘクタール減つておる。一年間に三万四千五百ヘクタール毎年毎年農用地がつぶされてきておるわけですね。これが今日の事態であります。この事態を受けて、しからば、農林省がいよいよ「農業生産の地域指標」となるものを出して、将来の日本農業の地域分担というものの青写真を描かれようとしておる。これを見ると、これは四十五年に発表されておりますが、農地面積は四十五年五百八十八万ヘクタール、五十二年には五百五十八万ヘクタールになる、ちやうど七十年間に二十二万ヘクタール減ることになっておるのです。ね。毎年の平均を計算すると三万一千ヘクタール土地が減るといふことになっておる。大体、昭和三十六年に農業基本法ができてから十年たった今日の経過とはほぼ同じような状態で農地面積は減つていく、こういう想定でこの農業生産の地域指標の地域分担なるものをおきめになつておる。私は、この姿勢の中にも、いま大臣が言われた、土地を造成していくという基本的な政策路線が出てきてないと思ふのです。この点を重ねて大臣のほうから御答弁をいただきたいし、一体どうするののか、この点についての具体的な方針をお伺いしたいと思ふわけですね。

○三善政府委員 私からちよつと具体的な話を一応させていただきます。

土地改良事業で農用地の造成ということをやつておりますし、現に、今後の将来の問題として私も調査をし、何とか事業に持ち込んでいきたいといふことではあります。たゞ、たとえば畜産の大規模開発といふことで全国四地域、根室中部、北上・北岩手の地域、阿武隈・八溝地域、それから九州の阿蘇・久住地域、こういふところでは、やはり需給関係等も見ながら需要の伸びているような畜産を伸ばしていきたい。ここで考えておりますのは、やはり相当広い面積の未墾地を開発し、そこに新しい模範的な経営をする酪農を造成したい、そのためには施設等も、現在より相当近代化した施設等を設置したい、こういう構想

を持っています。根室のごときは四十七年度から実施設計を一部やるということをやっております。また千拓に対していろいろ御批判もございすけれども、現在も、従来調査が済んでいるところについては事業を実施して、農用地面積の増大をはかっております。ただ、経営等の問題で、一部、水田を畑に転用して、畑としてのモデル経営をつくっていくとか、そういうようなことをいろいろ考えてやっております。

それから、これは先生御承知と思ひますけれども、農地保有合理化法人というのが発足して、現在、三十一か、できております。この農地保有合理化法人も、経営規模拡大のために、既耕地だけの問題ではなくて、やはり未耕地を買入れて、未耕地を造成して農家に売るとか、あるいは未耕地と既耕地とを一緒にして経営規模拡大に資するとか、そういうようなことも考えているわけでございます。

そういうことで、土地改良長期計画を今年じゅうりにつくるわけでございますけれども、当然、将来の農地需要のバランス等も考えながら農用地造成をどの程度やたらいかということも、目下いろいろな角度から作業をいたしているというような段階でございます。具体的には、いま申し上げましたように、動き出して、農用地造成、経営規模拡大のためのそういう措置をいろいろやっているという例を申し上げたわけでございます。

○田中(恒)委員 私、何かやっておることは承知しておるわけですよ。やっておることはやつておるのですけれども、やり方がみみっちい。土地が少なくなつていくやりのほうがたくさんあつて、土地をつくっていくやりのほうが現実には立ちあがっているんですよ。大体、いままで土地が一番たくさんつづされたのはやはり宅地ですね。これは住宅問題を控えておるのだから、宅地づくりもしなければいけないということもわかるわけですよ。その次に多いのはいわゆる工場用地ですね。これはおたくの農業白書だから間違いないと思うが、宅地が四三〇〇ぐらいですか、工場用地

が一八〇、それから、ごく最近になって、農業がこういふ状態になつておるから、山間部等においては木を植えて出して——これはいま問題になつておる畑作振興地帯ですよ、水田の奥のほうの畑、いわゆる採算ベースのとれないところは植林をして、これが一七〇〇ぐらいですか、これで七八〇〇ぐらいですね。こういう形で急速に土地が非農用地として転用されておる。これはいろいろな状態があるから、私はこの流れがいけないと言ひませうけれども、しかし、同時に、そういう流れが出てくるならば、同じような速度でいわゆる土地造成といふものに力を入れないと、私はいまの日本の——もう六百万町歩に減りましたけれども、この農地は決して多い農地とは言ひません。自立農家というか、農業で食える百姓をつくるには、経営規模を拡大しなければならぬわけですから、そのためにはやはり農用地造成といふものは並行してなされなければいけない。現実には日本の地形の中でいわれる山岳地帯が非常に多いといはれておるのだけれども、国際的に見た場合には、わが国の農用地面積といふのは全体の一八〇〇ぐらいですか、確かに国際的には低いはずですね。イタリアや何か日本と同じような状態だといはれるけれども、このほうがまだ高いと思ひます。イギリスですら日本よりも国土面積の中で農用地に使つておる面積は多いはずですね。だから、日本の国土でむずかしい点があるのだからけれども、私はやればやれると思ひます。問題は金が要つて効果が少ないから断わるのだといはそれまでですけれども、その辺の姿勢を明らかにしてもらわないと、土地改良法は、既存の土地に対する改良や保全やあるいは合理化、集団化をやらすということ、それだけじゃないので、やはり土地造成といふところに一本の大きな柱があるわけなんです、この一本の柱がどうも最近——かつて学者なんかを動員して、日本の国土面積の中で一農用地として使われるのは三百万町歩くらいやれるのじゃないか、二百万町歩やれるのじゃないか、こういう話を聞いたことがあるわけですが、こういう

ものがいつの間にか姿を消して、ともかくいまの時代の流れの中に対応する土地政策といふものがとられようとするときに、このままではいけません。本農地はだんだんなくなつて、土地の側面でも農業をやれなくなつていく。これは毎年三万から四万ヘクタールくらい減るわけですから、二十年たつたら百万町歩減るわけですよ。そうしたら農業をやれなくなるのですよ。その辺の歯どめをもうこの辺でばしと立ててもらわなはいけません。思ひます。この点を私は特に申し上げておつたわけなので、具体的に土地改良の長期計画の中に——それはいままで何千億かぶち込んで土地造成費といふものは組んでおりますよ。農林省の項目を見ると、四番目か五番目、一番最後のほうに大体書いてある。ああいう書き方も氣に食わないといつたらおかしいけれども、なぜ上のほうに、これほど重大な土地造成問題といふものに取り組まないのか。この辺が私はちよつと片一方になつておると思ひますので、土地改良の長期計画の中にこの辺の点を今度しっかりと打ち立ててもらいたいと思ひます。同時に、いま御承知のように、土地問題は、単に昔のように農林省が中心でやつた時代ではなくて、いわゆる新全総の問題、新経済社会発展計画の問題、いずれも今日の経済情勢の中で再検討しなければいけないというところで、プランメーカーとしての企画庁や建設省でそれぞれ作業に入つておるわけですよ。こういうものの中に、日本の農用地といふものをどの程度位置づけるのかという農林省の明快な方針が出てこないといふのは押さえます。そういう方面も考慮しながら、私は、土地造成といふものについて、この際農林大臣にこの法律の改正をめぐつてはつきりとした方針を打ち出していただく必要がある、こういうふうに思つて御質問しておるわけでございますので、重ねて農林大臣からこの問題についての御所信をお尋ねしておきたいと思ひます。

○三善政府委員 大臣の御答弁の前にちよつとも一度私、補足させていただきますと思ひます。

基本的にはこの農用地といふのはどの程度要るかという問題、これはやはり需給関係、需給の見通し、そういうのから考えていくべきものではなからうかというのを考えておられます。土地改良長期計画をいま作業しておりますけれども、基本になりますのは、そういう需給の見通し等を相当こまかくはじまして、その上から水田ほどの程度、畑地ほどの程度必要であるかといふような計算を具体的にしましてまいつていくわけでございます。現在までもそういうことでやつてきた。多少これまでのいろいろな計画と現実というのがそごを来たしているといふことは、これは事実でございます。

そこで、具体的に私ども農用地の開発すべき可能な面積といふのが一体どのくらいあるだらうかといふようなことも、四十四年度ですか、調査をしております。農地として開発可能な面積、あるいは草地として開発可能な面積といふことも調べておりますが、開発をします場合に、いろいろなむずかしさといふものも含まれたまうわけでございます。たとえば先ほど申し上げました大規模畜産基地をぜひつくりたいといふことで、阿蘇なんか非常に努力をしておりますけれども、入り会い権地帯でございまして、その入り会い権の解決が非常にむずかしいという問題も現実にあるわけでございます。そういうことで、可能地と現実とに開発されていく地域といふものは、これまた別の角度から考えていかなければならないかと思ひます。いずれにしても、つづけるだけ農地をつくっていくといふような、そういうパランスではなかなかまいらないだらうと思ひます。それは先生もおっしゃいますように、いろいろな情勢の変化があるわけでございますが、ただ、必要な農地、需給上その他から見れば必要な農地といふものはできるだけ確保するといふような一つの目標を立てながら、土地改良長期計画についてもそういうことを目標に置いて、いま作業を考えているわけでございます。蛇足になりましたけれども、

れませんが、一応補足させていただきます。

○赤城國務大臣 基本的な私の構想を申し上げますならば、団地構造というものを出して、その予算もとってありますが、団地は既耕地、既農業におきましても団地的な経営に持っていきたいということがありますが、同時に、工業の方面におきましては、いま御指摘がありましたように、工業団地がある、あるいは住宅については住宅団地がある。そしてそういうものを造成してやる。こういう点から考えても、農業においてもやはり既耕地の経営を団地化する方向に持っていかなければならぬと同時に、新しく農業団地の経営をやっていくには、最も適当した方向は団地として農業用地を広げていくということも必要だというように考え方も含めておるわけでありまして、でありますので、畜産とか果樹とかそういう面におきまして、もつと団地とかあるいは草地として造成できる面も日本の国土にはあるはずであります。御指摘のように、世界的にいっても農業用地が多いわけではございません。もつと農業人口が少ないところでも日本より農地がもつと多いところもあるのは御指摘のとおりでございます。でございますので、農業人口が少し減ってきておるような状況でございますが、農地というものはふやしていても差しつかえない、ことに団地的な経営をしていくというふうな点で、ふやすというところは私は日本として進むべき道だ、こう思いますので、ことに草地のたぐいとか畜産とかあるいは果樹とか、こういう方向に持っていくという構想は、私は持っています。その幾分を、先ほど農地局長が御説明したような畜産の団地というふうなことも考えておるわけでありまして、そういうふうには私は基本的には考えておるわけでございますから、土地改良の十カ年計画等におきましても、そういうものを組み入れた計画というものをつくっていききたい、こう思っております。

○田中(恒)委員 私は、やはり土地改良の長期計画なりその他の政府の長期計画の中で、できるだけ具体的にこの際農林省が日本の農地の必要なるものを示して、そして積極的に土地をこれ以上一つふされるものはつぶされても新しくできるものはできて、総体としては現状を少なくとも維持する、あるいは拡大していく、そういう方向に向かつての政策をはっきり打ち出して、その方面に向かつて努力をしなければいけないのじゃないか、こういう意見を強く持っておりますので、この機会に申し上げさせていただいたわけであり

第二に、時間が参りましたのであれですけれども、一つだけお尋ねをしておきますが、先ほど来お話がありました慣行水利権の問題であります。この問題も、土地と同じように、これからの日本農業にとってはいろいろな影響を与えてくると思ひます。先ほど来お話があったように、全国水利調査の結果なんかを見ますと、昭和四十年から昭和六十年の二十年間に都市用水は全体として四倍以上の必要量になっていく、こういうことになるわけでありまして、水の需要はいずれにせよ急速に拡大をしてまいります。一面、農業用水は慣行水利権という形で法的に位置づけられておりました。慣行水利権というものは法律的に一つの権利を与えられておるわけですが、具体的な内容や細目についてはないわけでありまして、単に慣行水利権があるというだけで、水問題が起ると、それぞれの地域で、端的に言えば、これは力関係のようなもので押しやり押しされたりしながら問題を解決していくという取り扱いが行なわれてきたと思ひます。ところが、これは正直に言ひまして、従来あった水利調整組合といったようなものも機能も、この変貌の中で急速に機能を喪失し始めてきておる面もあります。一方、農民の分解も急速に出てきておるし、特に都市周辺においてはいわゆる非農業者のいろいろな用水要求が非常に強くなつていくということで、ざっと言へば農業側の力は急速に減退してある、こういう状態だと思ひます。力関係で問題を解決していくというところは、いいか悪いかという問題はありますけれども、こちらで慣行水利権をさらに細

目的に明確にしていく何らかの判断基準が法的に整備されているのかどうか、この辺私ども専門家でありませんのでまだよくわかりませんけれども、何らかの形で農林省が慣行水利権についての、いわゆる水質であるとか用水であるとか、そういうものについて全国的に把握をして、場合によれば法的に慣行水利権以外の特別な権限が付与できるのかできないのか。この辺の検討を始めてみなければいけない段階に来ておるのじゃないか、こういうふうにお尋ねの思ひますが、この点について最後御答弁をいただきたいと思ひます。

○赤城國務大臣 田中さんも御承知のとおりでございますが、土地改良法ができる前、従前は水利組合法というのがありまして、土地改良をしたあと水利組合にこの権利義務を譲つてしまつて、水利権なんというものがあつたわけでありまして。ところが、これがなくなつてしまつた。でございますから、慣行水利権というの具体的などこにどうあるというんじやなくて、争つたとき、判例なんかで慣行水利権というふうなものが認められたりしているという実情は御指摘のとおりでございます。でございますが、先ほど申し上げましたように、水だとか空気だとかいろいろものは国民のものだ、ことに農業においては、農業の水利というものは農民のものだ、こういう基本的な観念を持っています。しかし、これが具体的にどこにどうある権利があるかという権利につきましては、いろいろ問題がまだ確定してないと思ひます。で、水利権の問題等につきましては、水の問題としてこれから相当検討——あるものはあるんだけれども、これをどういうふうな位置づけたりなんかするかの問題は、いまだどういふことは申し上げられませんが、深く研究をしていきたい、また御意見等も承つていきたい、こう思ひます。

○三ツ林委員長代理 質疑者に申し上げますが、約束の時間を超過しておりますので……

○田中(恒)委員 たくさんありますけれども、私の質問は以上で終わりますが、土地改良の施行、これは事業が伴うので、事業の施行にあつて、大臣もいま言われましたが、大臣は団地化というところに焦点を絞つてと、こういうお話でありましたが、私もやはりこの政策の焦点はそこにしたほつて、いろいろな土地改良事業を進めたいというふうに——きわめて散発的に、市町村なり県なり、あるいは政府を含めて、農道の整備から始めて、実際の農業の生産力をふやしていくという観点からそれほどの効果がないという場合もしばしばあるようにございまして、そういう点に十分配慮しながら本法の運営に当たつていただきますことをお願いいたします。私の質問を終わります。

○三ツ林委員長代理 合沢栄君。

○合沢委員 土地改良法の一部を改正する法律案に関連いたしまして、農林大臣に御質問をいたします。

今回の土地改良法の一部改正は、かねてから懸案のものでございまして、一応前向きなものとして評価し、賛意を表するものでございまして、ただ、先ほど来御質問があつておりますが、重要な水利権の問題あるいは施設の維持管理の問題あるいはまた団体の土地改良区の運営に関する問題等、懸案の問題が残されておるというところでございまして、この点非常に残念に思ひます。特に水利権につきましては、先ほど来話がございますが、最近都市用水、工業用水等の需要が非常に旺盛で、近い将来には絶対量が不足するのではないかというふうなことも心配されておるというふうな情勢の中において、この水利権が今回の法律改正にあつて全然前進を見ていないというところを非常に残念に思ひます。先ほど御答弁がございましたので答弁は要りませんが、ぜひひとつ水利権の問題について確たるものを出していただきたいということをまずお願いするわけでございます。

同時に、土地改良区の問題、これは実際はこれからやる土地改良の仕事を担当する団体でございま

すが、現状のような土地改良区の情勢においては、仕事がいよいよ順調に進めなくなつていくというところだと思ふ。土地改良区の強化というか、こういう面、さらにまた施設がだんだんふえてくる、また老朽化してくるといったような問題がございいます。こういった土地改良の施設の管理運営、こういった問題について、近い将来にこれが対策というものを確立してもらいたいということを要望し、なおこれについて大臣の御所見を承つておきたいと思ふわけでございいます。

○赤城国務大臣 私を考えておること、いまの御要望とは一致しておる次第でございまして、十分検討して御要望にこたえるような方向へ進めていきたい、こう思ひます。

○合沢委員 次に、土地改良事業についてですが、一昨日でしたか、参考人の方からも御意見があつておりました、やはり土地改良事業については何と云つても農業の将来に希望を与えることだといふ意味の発言があつておりました。私も全く同感に思つておるわけでございまして。特に最近の農業の状態は、専業農家がだんだん減つていく、そして兼業農家が非常にふえてきておるといふような情勢、そういった中で、外国の農産物の圧力も加わつてくるというふうな事情もございまして、農業の将来に對しての希望というものを失つていくというふうな情勢であらうかと思ふのでございいます。いかに土地改良法の改正をやりましても、農家の方が将来の農業に對して希望を持つということではなくては、土地改良等は順調に進まないと思ふわけでは。

まず、農家に農業の将来に對して希望を与えるということを大臣はどのような方法で考えておられるか、ひとつお聞かせ願ひたいと思ふわけでございいます。

○赤城国務大臣 農業者に對して希望を与えるにはどうしたらいいかといふことは、非常にむずかしい問題だと思ひます。しかし、これは一つは国の政治の姿勢だと思ひます。農業といふものを粗末にして、経済成長だけを以て、工業方面あるいは

外国との貿易方面、こんな方面だけに力を入れていくという姿勢で農業あるいは農民をネグレクトするといふか、そういうふうな姿勢の問題だと思ひます。そういう姿勢でやると、農民も希望を失うと思ひます。しかし、農民に希望を持たせるためには、価格政策もありましようし、あるいはまた経営の面もありましようし、これはいろいろたくさん要素があると思ひます。また環境の整備というふうな問題もあると思ひます。

しかし、土地改良だけに關連して申し上げますと、土地改良におきまして専業農家の農業が近代化される、そして生産性もあがる、生産性があがれば、価格の面におきましても、価格問題としての保証、支持政策と相まつて相当恵まれる。こういうふうな面で、土地改良といふものは全国的に全部やれるような形にしていくなか、いかに、私はこういうふうなことを考えるわけでございいます。

農業に對する希望といへば、第一はやはり国全体の政治の姿勢だと思ひます。農業、農民といふものがなくなつてならぬものであり、これに對して重大な関心を持ちながら農業、農民の問題に力を入れていくんだという姿勢の問題が一番大きな問題じゃないかと思ひます。いろいろこまかい点につきましても、私もなかなか申し上げるほどの頭をまだ持つておりませんが……

○合沢委員 私も大臣のおっしゃるとおりには思つてゐるんで、国内の姿勢そのものが一番大事だといふように考えるわけでは。そういう点について、今日の内閣についてはどうも農家が信頼してない。大臣は、大臣就任にあたって、一番大事なこととは農民の信頼をつなぐことだといふことをおっしゃつたわけで、私も全く同感でございいます。今日の内閣の姿勢について、特に農業の姿勢については必ずしも信頼してないといふふうに感じるわけでは。

しかし、私たちは、赤城農林大臣は歴代のどの大臣よりも御信頼を申し上げておるわけなんです。それで、大臣の在任中にぜひこれだけはというふうなことをこれから二、三お願い申し上げ、

その姿勢をはつきりしていただきたいというふうに考えるわけでは。

その第一が、やはり姿勢は予算の裏づけといふか、こういったものが必要だと思ふ。今回、土地改良法の一部の改正が行なわれます。前向きな改正と評価しておりますが、しかし、この中で非常に大事な問題は、何と云つてもこの仕事をやっていくに必要なる補助率のかさ上げの問題なりあるいは融資条件の緩和の問題だと思ふ。日本の農業を考へていった場合には、近代化、国際化が最も大事だ。そのためには土地改良事業と組む基盤整備事業が最も前に進まなければならぬと思ふ。ですが、それに必要なる補助率やあるいは融資条件が従来と変わらないといふことは、これは面意点晴を欠くといふように考えるわけでは。そこで、ぜひ大臣の在任中に、この補助率の問題やあるいは融資条件の問題について目標をつけていたきたいといふことを御要請申し上げ、これに對する大臣の考え方を御聞かせ願ひたいと思ふわけでございいます。

○赤城国務大臣 口だけ言つたんじゃないんですけれども、私は、土地といふものはほんとうは国有的存在だと思ふのです。これはこれを耕作する人や使う人が時代によつてかわつたり所有者がかわつても、国全体としては國のものとして残つてゐるものです。アメリカとの戦争に負けてもアメリカに持つていかれるわけでもない。そういう点から考へますと、土地改良といふものは、これは國の財産として土地改良をしていく。だから、根本的に言へば、これはほんとうは國で全部やるのがいいんじゃないか。まあ、そういう考えを持つてゐますけれども、しかし、とにかく土地の所有権といふのがございまして、土地を持つてゐる人もございまして、国有地じゃありませんから、やはり自分の土地を改良するといふような考え方を、政府でも、國でも持つておるわけでございいます。私権の保護的な関係もございいます。

そういう点から考へまして、土地所有者、農民が費用を負担して、そして國がこれに補助すると

いうふうなたてまえに現在なつてゐます。しかし、根本的には、私は前に私が申し上げるような考え方ですから、國の負担率といふものを多くしていく、こういうことが筋であらうと思ひます。でございまして、私の任期中にできるかできないか、これは任期もあと少ないかもしませんが、長ければいいんですけども、あまり長くなさうです。できるかできないかわかりませんが、努力します。また、私でなくとも、農林省を担当する者にはずっとそういうふうな方向で進めてもらふように強力に考へておるわけでございいます。

○合沢委員 確かに土地は個人の土地であると同時に、国土なんです。土地改良事業といふのは、生産性の高い国土をつくるということなんです。これは國民の財産といつてもいいと思ふ。そういった面からいつても、私は当然こういった事業については補助率のかさ上げなり、融資条件等も少なくとも五十年ぐらいの長期で、しかも三分より高いのはいいけない、三分未満の金利にするというくらいなことに何とかひとつ大臣の格段の——残り少ない期間か知りませんが、ひとつ最大の努力をお願いしておきたいといふことを申し上げるわけでございいます。

それからもう一つお願いしたいのですが、たしか土地改良十年計画を準備されてゐるというところのようでございいます。基本的な問題としてお聞きしたいのですが、この土地改良十年計画といふのは、十年間で全部のものをやるのか、あるいは一部やるのか、まずその辺についてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○赤城国務大臣 先ほど申し上げたように、私はほんとうは国土を改良すべきものだといふ考えを持つてゐますが、具体的にほんとうにいきましても、具体的なことはなかなかわけにはいきません。これはまた経費との関係、土地の関係がございいます。でございまして、これはいろいろ検討した結果、どれくらいものものと、こういうおのずから限度というか限界が出てくると思ひます

が、この点につきましては、事務当局の者が検討していただきますから、御答弁申し上げさせていただきます。

○三善政府委員 いま作業しております土地改良十年計画で、その十年の間で全部やるのかどうかという御質問だろうと思います。正直に申し上げて、十年の期間にはやれない、まだまだ整備がいろんな点でおくれております。圃場条件の整備その他、土地改良をやるべき必要の面積というの相当まだ残っておりますので、今度の十年間ですべてを全部残りをやっちゃうというわけにはなかなかまいりません。ただ、全体をどの程度のテンポで、面的にもどの程度を考えてやるかということ、こういう具体的な非常にこまかい作業になりますので、そういう点を目下一生懸命やっている最中でございます。

○合沢委員 私はこういつた十年計画をつくるにあたっては、全体の計画の中でこの十年間にはこれだけやるんだというふうなものでなければならぬだろうと思うわけなんです。ただ予算を組んで、この計画を組んで、漫然と十年金額なり改良する量を示すというふうなものは全く意味がない。だから、国土全体の田なり畑なりあるいは草地開拓その他を含めまして、この程度のことを全体としてやっていくのだ、それにはこれだけの金が必要。しかし、財政的には一挙に十年でできないとするならば、そのうちのこれだけのものを十年間ですべていくんだというふうな内容のものでないと、意味が薄いんじゃないかというように考えるわけでございますので、そのような考え方を進めるかどうかということ、それからもう一点は、先ほど田中委員からお話があったとおりですが、大事なことは、私はやはり農地の面積だと思っております。どの程度やるかということ。それは一億の国民に食わしていくためには、一億国民の胃袋を満たしていくためにはどの程度の農地が必要なのか。おかしな生産性の低い土地では、これは問題にならないようになってくるわけなんです。やはり一億国民に必要な農地、草地等を含めた

農地、そういったものを、必要面積というものを想定しながら、開墾等も加えて十年計画というものをつくっていくということが必要だと思っております。ぜひこの際、十年計画をつくるにあたっては、そういった広い立場に立つてまず全体をなごめ、その中の十年というふうなことで進めていただきたいというふうに考えるわけでございますが、この点についての御意見なりお聞かせ願いたいと思います。

○赤城国務大臣 御指摘のとおりだと思います。先ほど申し上げましたように、農業人口は減つても、耕地を何も減らす必要はないので、これは確保していかなければならないし、できれば、団地的に経営すれば、耕地はもつとふやして、いっていいのですから、全体の立場から見ても、この程度を十年計画の中に入れるかというふうなこと、それから土地改良の性格が、水田ばかりをいまい力を入れていまして、水田でなく畑地農業といいますが、ですから、草地の造成、これは別に草地計画というものもありますけれども、草地とあるのは果樹とか、そういう方面に土地改良もしていくんだということなども含めて計画を立てていかなければならぬ、私はそう思っています。

○合沢委員 わかりました。

次に、ちよつと事務的なことを、この前の質問で落ちておりましたので局長に一点だけお伺いしたいのですが、この国営造成施設他種用水の共有化に関連してございしますが、これについては九十四条の四の二の第二項に「本来の用途又は目的を妨げない限度において」他目的の事業を行なう者に対し共有持ち分を与えることができるようになっておるわけでございますが、その際の持ち分の算定の基準について御意見なり考え方を聞かせ願いたいと思つております。

○三善政府委員 その施設の共有、それに対して共有持ち分を与えるという場合のその算定の基準という御質問だろうと思つております。

（三ツ林委員長代理退席、委員長着席）

それはどれだけ水量を分けるかという、そういう水の量が基本にならうかと思つております。

○合沢委員 水の量が基本になるのはわかるのですが、その際基本になる金額というのか、それはどの時点の金額を考へておられるか。

○三善政府委員 その施設を現段階でつくるとした場合のその際の事業費、それからいままでの償却費を引いたようなもの、そういうのを主体にして全体の額を考へたいと思つております。

○合沢委員 いまのよくわからなかつたので、もう一度聞かしてください。

○三善政府委員 額はどのくらいになるかというお尋ねだと思つております。そこで、その施設の共有でございますから、その施設を、水を分けるときに、その時点でいまこの施設をつくつたら幾らくらいかかるかという事業費が出てきます。それからそれまで使った償却費的なものを差し引いた残りの額が一つのお尋ねの額であらうかと思つております。

○合沢委員 最後に、農林大臣にお聞きしたいのですが、今回のこの法律改正はやはり運用というのか、法律を實際施行するにあたって注意せんならぬ点がたくさんあるというふうに考えられるわけでありまして、これまでの質疑を通じていろいろさういつた問題は指摘されておるわけでございますが、換地に非農用地を取り込むという問題にしても、その規模等よほど考へなければならぬ。先ほど御意見があつておりましたが、やはり農地が年々縮小してきておる。農村地域工業導入促進法等もございまして、あるいは都市工場等の農村への再配分というふうな問題等々をはじめとして、農地はどんどん縮小してきておるというふうなこともございまして、この換地にあつての非農用地の取り込みという問題についても、規模等考へなければならぬと思うわけでございますし、この国の造成施設他種用水の共有化の問題にしても、やはりこれらはよほど考へていかないと、水の問題は近い将来は絶対量が不足するのではないかと、水源そのものが不足するのではなからうかと

いう心配もございまして、この水の問題はだんだんむずかしくなつていく。そこに、この問題を契機にして市町村の施設のものまでもやはり問題が起つてくる可能性もあるというふうな問題もございまして、さらにまた、市町村が三分の二の同意を得ずしてやれる仕事もできるというふうなことで、そういう点では民主的な運営がそこなわれるという危険も存するし、法律の運用にあつてはよほど慎重なる注意を要するというふうに考へるわけでございます。特に、農業サイドの側からするとこの自主的な法律の運用ということがきわめて重要ではないかというふうに私は考へるわけでございます。そういう点について大臣の所見を承つて質問を終わりたいと思つております。

○赤城国務大臣 これは改正といひますか、立法の趣旨から考へなくちやいかぬと思つております。農業外用地を入れてまたこれを換地処分する問題につきましても、水の利用の問題につきましても、あるいはいまの御指摘のいろいろの問題点等につきましても、農業サイドからの土地改良法の改正でございます。でございまして、農業者が土地の利用を十分できるようなサイドからこれを運用しなくちやいかぬと思つております。そういう立法の趣旨、また基本的な構想から運用というものを考へていくべきだ。それは御注意のような点を十分注意して、これを施行された上におきましては運用を十分慎重に考へていきたい、こう考へます。

○藤田委員長 松沢俊昭君。

○松沢（俊）委員 簡単に御質問を申し上げたいと思つております。

この法の改正案というのは、一番大きな問題といたしましては土地と水の問題、そして農民負担の問題、この三点がやはり一番大きな問題だと思つております。そこで、各委員のほうからいろいろと質疑がございましたので、なるべく重複しないよう

に御質問申し上げたいと思つております。最近の社会情勢が急激に変わつておりますので、土地改良事業というものが単に農業だけの問題でなしに、公共性、公益性、そういうものが非常

に強くなつてきている、こういうことを大臣は言つておられるわけなんですけれども、そのことを私は否定するわけではございません、しかし、一面、田中委員のほうからも御質問がございまして、土地改良事業はやはり農業の生産を高めるというところの強い一面性があるのだ。これもまた大臣も、それは認めておられるわけなんです。ただ、問題は、自給率を高めるというお話がございまして、最近の土地に関するところの法律というのがたくさん出てきているわけなんです。新都市計画法なんというのはやはり土地に關係する法律であります。あるいはまた農村工業導入法あるいは工場再配置の法案、それから公有地の拡大の法案、これは全部既存の農地に目をつけたところの法律、こういうことに私はなると思ふわけなんです。そうなりますと、田中委員のほうからいふ言われましたように、農地はだんだんと縮小していくのじゃないか。それじゃ、縮小はしていても自給率は高まるのかどうか、やはりこういう問題が大きな問題になつてくるのじゃないか、こう思ふわけなんです。

そこで、私は、地域指標、ガイドポストが出ましたが、それを見ますと、全体で五十二年におきましては六百五十万ヘクタールで農用地といふのが必要だといふことがいわれているわけなんです。ところが農林省の統計では、これは四十五年の統計でありますけれども、五百七十九万六千ヘクタール現在ある、こういうことであります。ところが、一つのこの法律、新都市計画法で市街化区域の面積というのはどのくらいになるかといふと、二百二十万ヘクタールだ、こう聞いているわけなんです。そうすると二百二十万ヘクタールをいままであるところの農地から引きますと、これは四百五十万ヘクタール、こういうことになるわけなんです。そうするとガイドポスト五十二年、農用地が必要だといふのが六百五十万ヘクタール、差し引きいたしますと四百六十万ヘクタール足りなくなるということになるわけなんです。

すよ。これは一面において地域性を考えながら農業経営を考え、そうしてその農業経営から自給率を高めていく、こういうお話がございましてけれども、農林省の発表されているところの数字をこう合せていきますと、そのような方向にはいかないということになつてしまふのじゃないか。そこで、大臣は団地計画といふものを立てながら未墾地もどんどん開拓していくんだ、こういうお話なんですけれども、一体五十二年に直ちに六百五十万ヘクタールといふものができるのかどうか、これはできないと私は思ふのです。

それからもう一つは、団地といふことを言つておられますけれども、その団地のところで経営するものは一体だれなんだといふ人は人なんです。ところが、さつきも大臣は希望のある農業、こう言つておられますが、やはり総合的に農業政策といふものを再検討しなければ、団地ができて農業経営をやるところの人がいなくなるのじゃないか。それはやはり多分に価格政策等が問題になつてくると思ひます。

そういうふうに考えていきますと、私はこの法律の改正といふものは何かとものに提案されておられますけれども、いままでの農業の既得権といふものを公益性の名のもとに他産業が侵害する、その侵害するものを認めようとするところの法律なんじゃないか。そういう意味からいいたしますと、農業の側から見れば、これは不平等条約、こう言つても私は過言でないと思ふのです。そういう点で、将来の自給率を高めるという大臣のお話でございましてけれども、この法律の改正といふものと自給率を高めるというところは要するにどういふ関連性を持つていけるのか、その点をお伺いしたいと思ひます。

増しているわけなんです。土地改良をしたところと、していないところでは、生産性も上がつていて、労働の生産性も上がつていて、これはもう私から申し上げるまでもなく松沢さんも十分御承知だと思ひます。ですから、今度の土地改良と自給率との關係はどうかといふと、自給率といふことからいへば、土地改良すれば土地の生産性も労働の生産性も上がる、こういうねらいから土地改良は必要であり、土地改良法の改正も必要である、こういうふうに見ております。

それから土地の問題につきましては、いろいろの法律があつて農業土地に対する侵害といふことが、侵入が非常に各方面から多いから、土地改良は不平等条約じゃないかといふ言ひですが、そういう言ひなことがあればこそ、土地改良をして農地を確保する、そしてまた土地の侵食に対するいろいろな法律との調整をとつて、農業サイドから農地といふものを確保し改良し、いふものにしていくといふことから考えまして、私は不平等条約といふようなことには考えませんが、全体として農業といふものに対する外部からの侵略といふものは、それいふものは多いわけではございません。これは全体として農業を守つていかなければならぬといふことでございまして、土地改良法そのものは決して侵入を抑えるといふことじゃなくて、侵入に對止しながら土地の生産性あるいは労働の生産性を上げていくといふような方向でやつていくのでございまして、そういうふうにお考えにならずに、わかつていふことだと思ひますが、土地改良法の改正にむしる率先して御協力をお願いしたい、こう考えます。

○松沢(後)委員 どう考えようと、客観的に見ますと、やはりそういう傾向といふのが非常に強く出てきている。そういうところでの改正といふのが行なわれるわけなんですから、したがつて、侵害をされるといふものを合法化していきうといふ意味では、やはり不平等条約と言わざるを得ないのじゃないか、こう思つていられるわけなんです。

問題は、長期計画をこしらへいろいろ作業されて来ましたが、こういうことになると思ひますけれども、この長期計画はガイドポストとは關係なくおつくりになるのですか、どうですか。

○赤城国務大臣 ガイドポストはガイドポストでございまして、關係なしといふことでなくて、せっかく農業の地域生産といふものを考えてガイドポストをつくつたのでございまして、これは土地改良計画をつくる上では大いに参考になると思ひます。土地改良計画を進めていくにつきますと、これは非常な参考だと思ひます。たとえば、先ほどから言つていきますように、畜産の面から土地改良を進める面もありますし、果樹の面からやる面もありますし、あるいは水田なんかにつきますし、団地のな構想面から考えなくてはならない。そういう面から考えますれば、このガイドポストといふのを非常に参考にしながら土地改良計画を策定していくことになると思ひます。

○松沢(後)委員 時間がございませんで、次に、負担の問題で若干御質問をいたしたいと思ひます。いままでの大臣の答弁では、起債を認めるように努力をする、こういう御答弁であります。これは非常にけっこうなことだと思ひます。それから、地方交付税法の改正をやつて交付税の中にも認めてもらいたいといふところの強い要望が出ていられるわけなんです。その点も努力をしていただきたい。これは希望であります。そこで、問題になりますのは、さっきのどなたかの御質問に對します大臣の答弁の中で、たとえば大型の農道などは、できてから国、県、市町村道に移管して維持管理費といふのを軽減していくという御答弁がなされたと思ひます。その場合は、維持管理費といふものは、移管されることによつて確かに軽くなるわけなんですけれども、

も、問題はこの建設費ですね。工事費、こういうものは移管のとき補償されるのであるかどうか。私は、当然、農民が負担をしてつくったところの農道というものを他の財産に移管をやるという場合においては、それは補償してもらわなければならないんじゃないか、こう考えるのですが、この点はどうかお考えになっているのですか。

○赤城国務大臣 この移管という問題は、こういうふうな手続になると思います。建設の費用まで負担しろということではなくて、農道なんかをつくりまわす、そうすると、民有地におきまして農業者が負担がかかるわけですね。土地改良区で税金の負担もしなくてはならない。それでござい

ますので、これらはできるとすぐに国有地に編入する登記手続をするのです。そうすると、その道路なら道路が国有地になる。その国有地になったのを、今度は国道にするとか県道にするとか町村道にするとか、それぞれ府県道の規格とか町村道の規格がありますから、県なり町村道に編入する場合にはそういう手続が要るわけですね。でござい

ます。でございしますから、土地改良におきまして道路等をやりましたら、できるだけ早く国有地にして、道路法による道路にしたほうが維持管理費がかからなくていいから、私はそういうように進めていくべきだと思います。

しかし、その際に、町村道をつくった費用の負担、あるいは県道になる費用の負担まで県が持つか持たないかといったら、それは持たせるわけにいかぬと思います。しかし、その県道なり町村道になつてからの維持管理費は府県なりあるいは町村が持つ、こういうたてまえというのか、筋道というのか、そういうことだと私は考えております。

○松沢俊委員 私はそのところが問題だと思つたのです。確かに大臣の言われるのには一つの合理性というものがあると思つて聞いておりましたけれども、問題は、先に補助率を高め、農民負担というものをなくしてやるという方法と、できてしまつてからそれを肩がわりしてやるという方法と、二つあると思つておるのですが、大臣のお話

では、あとのほうで処理していったらいいじゃないか、こういうお話なんです。あとのほうで処理する場合において、建設工事費というものが含まれないということになれば、これはまあかしのうることになつてしまふのじゃないか。その点は、建設工事費というものは当然国が負担をしてやる、どういう方法で負担をするかということとは別として、それは負担をしてやるということがあつて初めてあとのやり方というのが生きてくる

と私は思いますので、この点はやはりやつてもらわなければならないと思いますが、大臣の考え方を

お聞きしたいと思つたのです。

○赤城国務大臣 なお事務当局から答弁させますが、たとえば町村道とか府県道で、これが初めから道路法による府県道をつくるという意味なら、府県で国の補助を受けてやる、町村道なら町村道としてやれば町村が負担するということになります。農業道路というものは道路法上の道路

じやございせん。これは農業道路とかなんとか、新しくそういう制度ができた。ですから、初めから負担させる、できてから負担させる、こういうことは要望してもなかなか無理だと思ひます、ほんとはそういう筋ですが、ですから、あとの維持管理費を少なくするという意味におきまして、完成した早い機会にその敷地は国のほうにかえてしまふ、そして道路に編入して府県道なり町村道にすれば、あとの維持管理費というものは土地改良区や何かで持たなくて済む、こういう意味で私は申し上げたので、工事費につきまして先にするかとにするかということ、これは道路法による道路として建設するわけじやございせんから、あとになつてもその負担を持てということ

はちよつと無理だと思ひます。しかし、そういういまのお考え方というものは頭にいられていろいろ研究してみますけれども、いまの段階ではちよつと無理だと思ひます。

○松沢(俊)委員 その考え方に立つてひとつ検討するといふお話なんですありますが、いまのこれは、大臣もおわかりだと思ひますけれども、大型農道

だとか農免道路というものは、実際は、農業専用道路ではなくして、あらゆるところの車が走つて

いるといふ、こういう現状なんです。それから、また、市町村のほうでも強く要望しているといふのも、要するにそういう公益性を持つておるがゆ

えに、これは強く要望しておるということなんです。ありますから、そういう公益性というものを十分考へて、それならば負担を最初からなくしてやる

とか、大臣もそれが筋だ、こう言つておられるわけだから、その筋どおりに、あとからあと払いで支払いをやつてやる、こういう点は私は決して無理な話ではないと思ひますので、十分前向きに御検討をお願いしたいと思います。

○三善政府委員 先生、ちよつと補足的に私から……。

いま具体的に農道の問題で例をとつて言われておりますけれども、土地改良事業で農道をやりま

す場合には、なるほど最近大型化になつて、そういう公共的な色彩が強くなつてきたといふことは事実でございしますけれども、やはりそういう大規模農道であらうと農免道路であらうと、これは農

道といふことでは、建設費がつくる一般の道路といふことにはならないわけにございします。それはなぜかと申しますと、大規模農道の例をとりましたと、流通団地とかそういうものを、将来の農業計画でいろいろこまかくそういう施設の配置等も考へて、路線も位置づけをしてありますし、ほかの小さなものにおきましては、耕作道的なもの、これは全く農業経営の問題。そういうことで、どうしても建設費をつくる一般の道路と違ひますもの、ですから、私も土地改良でやりま

す場合には、やはり農業上の機能というものがこの農道の

本質的な使命である。ただ、それが大きな長い農

道をつくつていけば、一般的なそういう受益とい

いますか、そういうものも加わつていくといふこと

で、本質は私は農業上の必要道路だといふことにならうと思ひます。

ころは、今後私どもも研究はしてみたいと思っておりますが、制度的にそれをひとつずつ解決できるような方向で何か考えろと言われましても、なかなか土地改良法の仕組みの中の問題でなし、やはりそれと当然関係するわけでございますから、その点ひとつ、先生おわかりのことと思っておりますけれども、御了承をお願いしたいと思います。

○松沢俊委員 それから、これは水の問題、水利権の問題で、盛んにいままでも質問がありましたが、大臣は、水はやはり国民全体のものだ、だから有効利用は否定しない、しかし、農民の権利というものは、これはやはりずっと古くから農民が水利権というやつをいろいろな努力をやつてつくり出してきたものであるから、これは守つていかなければならない、こういう御答弁があつたと思ひますが、これはいろいろ議員のほうから出ましたように、農業用水がだんだんと工業用水に押されていくというところは、これはやはり時代の一つの趨勢であると思ひわけあります。水の問題といふのは、これはもう昔から農家ごとでけんかをやるとか、あるいはまた府県ごとでけんかをやるとか、最近では工業と農業のけんか、こういうことになつてきておりますので、非常にこれから深刻な問題がたくさん出てくると思ひのです。

そこで、これもひとつ確認したいわけなんですありますが、この前の質問のときにおきまして、水利権というそのものが、たとえば河川法二十三条の許可水利権の場合におきまして、こういう新聞の記事があるというのを私は読み上げたわけなんです。それはどういふことだかというところ、権利は公権であるが、財産的価値を内容とするものであつて、私権に準じ、譲渡性を持つ、こういうことが出てくる。こういうことを建設省の治水課のほうにも問ひ合わせてみたところが、そういう権利がやはりあるんだというのを答えたわけなんです。ところが、農林省のほうでは、そういうことにはなつておらないといふことで、建設省のほうこそいろいろに答えておるに

もかわらず、農林省のほうこそ答えないのはおかしいじゃないかといふことで、この前は終わったわけでありまして、その後、建設省のほうからも来てもらひまして、いろいろお話し合ひをしましたところ、これは法律上の解釈からすると、たとえば県が持つていたところの権利が団体に移る、こういう場合は、要するに、そういう権利というものがあるんだ、そういうことですね。だけれども、そうでなしに、たとえば百トンの水がある、そのうち三十トンなら三十トンを工業用水に回す、こういう場合においては、これは一たん許可を取り消してそして新たなものに許可を与える、こういうわけなんです。しかし、そういうことをかりにやるにしたところで、実際問題としてはなかなかたいへんなことになるんじゃないかといふ話し合ひをしましたところが、実際はやはり両者の合意によつて解決する以外にないでしよ、ういゝたわけなんです。ところが、その両者の合意によつて解決するといふことであるならば、それは一札はやり出してもらひたいと言ひましたところが、一札はなかなか出ない、こういうことを言つてゐるわけなんです。そこで、この水問題といふのはこの際明確にしておかなければならないと思ひます。

許可水利権の場合、あるいはまた慣行水利権の場合、いろいろあるわけなんです。慣行水利権の場合におきましては、田中委員のほうからもお話がありましたように、力関係によつて解決をしていくといふことですから、それはそれで、現在では慣行水利権といふのは農民のものだといふ考え方をわれわれは持つております。許可水利権の場合においては、そういう法的な解釈といふものが出てゐるわけなんです。実際は、実際はどうなるかといふことになると、実際はそういうわけにいかないといふことを言うわけですね、建設省自体が。だから、私は農林省の立場で、水問題といふのが必ず大きな問題になつてくるわけなんです。そこで、この際、農民の合意に基づかなければ、これは許可水利権なりといふことも簡

単に工業用水に転用するわけにはいかないんだといふのはっきりした言明をしていただきたい、こう思ひわけなんです。大臣、どうでしょう。

○赤城国務大臣 そのとおりだと思います。やはり許可水利権も、水利権を持つてゐる農業者が農業のために使う権利を持つてゐるし、あるいは建設省の言うように、その権利は財産権にもなつてゐる。だから、これを無断でその財産権を侵害するといふことは、工業用水に必要だといつても、そういうことはでき得ないことだと思います。ですから、実際問題としては、どれくらい余つてゐる水を買いたいとか回してもらひたいとかいふ話し合ひの上でなければ、それはかつて工業用に使うとかなんとかいふことは権利の侵害だと思ひます。でございまして、実際問題としては、話し合ひの上できめればいいので、その話し合ひがきまらなければ、依然としてその権利者たる農業者のほうの農業用水としての権利をこれは守つていかなければならぬ、こう思ひます。

○松沢俊委員 大臣から非常にはっきりした御答弁をいただきまして非常に感謝しておりますけれども、ぜひ農林省のほうでも、これから水問題といふのがたいへんなことになりましますから、大臣のその趣旨を体しまして事に当たつていただきたいといふことをお願い申し上げまして、時間が参りましたから、これで質問を終わります。

○藤田委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○藤田委員長 これより討論に入るのであります。が、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

土地改良法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○藤田委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○藤田委員長 この際、本案に対し附帯決議を付したいと存じます。案文を朗読いたします。

土地改良法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)
最近におけるわが国農業をめぐるときびしい情勢の下において、その体質改善を図るため、農業基盤整備事業の果たすべき役割が一層重要となつてゐる現状にかんがみ、政府は、早急に土地改良長期計画の改定を行ない、土地利用の動向、農業生産の地域指標、農産物の需給動向、農村の環境整備等に十分配慮しつつ事業の計画的な推進に努めることはもとよりであるが、特に、本法の運用に当つては、左記各項のすみやかな実現に遺憾なきを期すべきである。

記
一 土地改良事業の促進を図るため、国庫補助体系の簡素化、国庫負担の拡充、補助率の引上げ、採択基準の引下げ及び借入金への貸付け条件の緩和等所要の措置を講ずること。特に米の生産調整により土地改良事業に支障を生ずることがないよう必要な措置を講ずること。

なお、土地改良事業における地方公共団体の役割が高まつてゐる現状にかんがみ、その負担につき、すでに対象になつてゐる起債の枠拡大と一般起債等についても所要の措置を検討すること。

二 土地改良事業の総合化、農業振興地域整備計画に係る事業の市町村申請等新方式の創設に即して、今後の各事業につき、一貫施行、同時施行等を採用することにより事業の早期完成をはかる措置を検討すること。

なお、市町村特別申請事業の実施に当つては、事業実施にそごを生じないよう関係農民の意向を十分尊重すること。

三 農業用水及び施設の他用途への転用を認めらるに当つては、農業における水利利用に支障を生じないよう留意することはもとより、農業

水利の歴史的特性を考慮し、水利権、施設管理権等が不当に侵害されないよう特段の配慮を行なうこと。

また、農業用排水施設について、急激な都市化の進展に対処するため、農業用排水が地域の生活用排水としての性格を併せ有していることにかんがみ、事業費負担の公平を図りつつ用排水分離等の事業を積極的に推進すること。この場合において、特に施設利用に関する権利関係を明確にし、農民の施設利用の権利が不当に侵害されないよう積極的な措置を講ずること。

四 創設換地により生みだされた土地を工場用地等として使用させる場合には、公害防止等に万全の措置を講じ、周辺の農業経営に悪影響を及ぼすことのないよう十分配慮すること。

なお、換地について、事務の円滑化のため、換地技術者の研修等による資質の向上、人員の確保、処遇の改善等の措置を講ずるとともに登記の促進を図ること。

五 土地改良事業団体の公共性にかんがみ、その地位向上のため積極的にこれが整備育成対策を講ずるとともに、特に、排水施設、防災施設等公共的施設を維持管理する土地改良区等に対しては、その受益の態様が広汎にわたることを考慮して農民負担の軽減を図るため、国の助成等積極的な措置を講ずること。右決議する。

以上であります。本附帯決議案を本案に付するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤田委員長 起立総員。よって、本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について政府の所信を求めます。赤城農林大臣。

○赤城国務大臣 りっぱな附帯決議をいただいたと思いますが、ただいまの附帯決議につきましても、その決議の趣旨を体し、十分検討の上善処い

たしてまいりたいと存じます。

○藤田委員長 なお、ただいま議決いたしました本案の委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○藤田委員長 次回は、来たる十八日午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後一時五十九分散会

昭和四十七年四月二十一日印刷

昭和四十七年四月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B